

平成29年12月 5 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
8 番	伊 井	渡	21番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22番	栗 山	徹 雄
10番	萩 尾	洋	23番	井 上	賢 治
11番	角 田	恵 一	24番	松 崎	辰 義
12番	服 部	良 一	26番	川 口	誠 二
13番	中 島	信 二			

2. 欠席議員

25番 樋 口 安 癸次

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	牛 島 義 光
事務局参事兼次長	古 賀 安 博
主 任	服 部 敬
書 記	坂 本 裕美子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長職務代理者副市長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
企画財政課長	石 井 稔 郎
地域振興課長	平 武 文
総 務 課 長	馬 場 解
人 事 課 長	原 亮 一
防災安全課長	石 川 幸 一
健康推進課長	橋 爪 美栄子
介護長寿課長	平 島 隆 夫
建 設 課 長	山 口 英 二
農業振興課長	原 信 也
林業振興課長	若 杉 信 嘉
学校教育課長	藤 木 春 美
黒木支所長	井 上 秀 樹

議事日程第3号

平成29年12月5日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 田 中 栄 一 議員
- 2 三 角 真 弓 議員
- 3 堤 康 幸 議員
- 4 小 川 栄 一 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に田中栄一議員要求の資料を配付いたしております。

樋口安癸次議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立ちました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。3番田中栄一議員の質問を許します。

○3番（田中栄一君）

皆さんおはようございます。3番田中栄一でございます。傍聴においでいただいております。感謝申し上げます。今後も議会活動の御理解と御支援をよろしくお願ひしたいと思っております。

初めに、また北朝鮮による大陸間弾道ミサイルの発射が国連の決議を無視して行われております。今回のミサイルは、アメリカはもちろんのこと、ヨーロッパのフランスまでも射程

に入る性能、さらには弾頭に1トンの核爆弾を搭載できるミサイルということで、世界平和の驚異となっております。国内は飢餓状況が続いているという情報があります中で、国防に費やす指導者の気持ちが全く理解できないところであります。

政府は、さらにアメリカに追従して圧力をかけるという方針でございますけれども、拉致被害者の救出などもありまして、対話への努力、これも必要なのではないかと考えております。

さて、三田村市長は今定例会も病氣療養のため欠席されておりますが、1月22日には復帰されるということで確約されました。一日も早く市政のかじ取りに邁進していただくことをお願いしたいと思っております。

それでは、通告に基づき質問をさせていただきます。

1点目は、平成27年9月定例会で提言しました被災宅地に対する復旧補助の考えについてであります。

市長は、一括質問の答弁では、「被災された宅地の復旧に対する補助制度というものは、現在のところは考えておりません」と否定的でありましたが、個別質問では、これからの課題の一つになるとして、「全国的な状況、それから、国、県あたりの考え方、こういうものも参考にしながら、少し時間はかかると思いますが、よく研究はしたい」と答弁をいただきました。

それから2年を経過しておりますので、被災宅地に対する復旧補助に関する研究は進んでいるのか、それから今後の取り組みはどうされるのかについてお尋ねをしたいと思います。

次に、八女市黒木伝統的建造物群保存地区、俗に黒木伝建地区と申し上げますけれども、伝統的建造物群保存地区は、全国に43都道府県の95市町村において115地区が選定されております。福岡県内では、うきは市の筑後吉井を初め、4市で5カ所が選定され、当八女市では御承知のとおり、八女福島、黒木の2カ所が選定され、伝統的建造物の保存に取り組みされております。

今回は、黒木の伝建地区について、4点にわたりお尋ねしたいと思います。

1点目は、現在までの事業実績について。2点目は、地元関係者及び地元団体との連携はどのようにしているのか。3点目は、伝統的建造物群保存地区審議会の審議状況について。4点目は、文化財保護・経済活性化の両面から見て、今後のまちづくりにどう活かしていくのかということです。

あとは質問席より順次質問いたしますので、執行部におかれましては簡潔明瞭に御答弁いただきますようお願いいたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

おはようございます。それでは、3番田中栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

1、被災宅地に対する復旧補助の考えは、(1)被災宅地に対する復旧補助に関する研究は進んでいるのか（平成27年9月定例議会市長答弁を受けて）及び(2)今後の取組はどうされるのかにつきましては、一括してお答えをいたします。

復旧補助について、他自治体の状況などを調査いたしましたところ、東日本大震災や熊本地震等に限定した補助はあるものの、災害を限定しない補助制度がある自治体はごくわずかな状況でございます。

こうした状況の中で、今のところ補助制度の創設については考えておりません。

なお、土砂災害特別警戒区域などの危険な箇所から安全な場所へ移転される場合は、八女市がけ地近接危険住宅移転事業補助金により支援を行っており、大切なのは市民の安全・安心の確保だということで考えております。

2、八女市黒木伝統的建造物群保存地区について、(1)八女市黒木伝統的建造物群保存地区の現在までの事業実績はという質問でございます。

黒木地区が重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた後、平成22年度から平成28年度までに伝統的建造物において、主屋23件、土蔵3件、その他の付属屋5件、工作物8件の修理事業を実施しております。詳細は配付資料のとおりでございます。

次に、(2)地元関係者及び地元団体との連携はどのようにしているか。

地元団体としましては、平成17年度に重要伝統的建造物群保存地区内の建物を所有する住民有志により、黒木地区町並み保存協議会が設立されております。

活動実績としましては、市と連携して町並みを保存、継承していくための研修会等への参加や空き町家対策活動等に取り組んでいただいております。

また、重要伝統的建造物群保存地区にお住まいの一般の皆様に向けて、市の出前講座事業や広報紙を活用した事業啓発を実施しております。

次に、(3)伝統的建造物群保存地区審議会の審議状況についての質問でございます。

八女市伝統的建造物群保存地区審議会は、八女市文化的景観条例に基づき大学教授等の知識経験者を含む15名の委員をもって組織されております。ここでは市長または教育委員会の諮問に応じて、黒木地区を含む市内にある2つの重要伝統的建造物群保存地区について、伝統的建造物の保存継承や景観形成に関して調査審議をお願いし、答申をいただいております。

なお、審議会は年2回程度の開催となっております。

次に、(4)今後のまちづくりにどう活かしていくのか(文化財保護・経済活性化の両面から)という質問でございます。

伝統的建造物の多くは私有財産であるため、手始めとして旧隈本家住宅や旧松木家住宅のような公的な施設を活用して、外部との人的、文化的な交流を進めてまいります。また、伝統的建造物の保存事業と並行して、八女黒木大藤まつりなどのイベント時に重要伝統的建造

物群保存地区への観光客の誘導を図り、地域の魅力を市内外の多くの方々に知っていただくことが重要であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○3番（田中栄一君）

先ほど被災宅地に対する復旧補助の考えはということで、他自治体の調査も少しやってみただけでも、限定されており、今後も考えていないということなのですが、実際にそういうことなんですけれども、市長の答弁では、時間はかかるが研究をしたいと。その研究をどうされたのかということと、あわせてそこら辺、限定された自治体しかないということの中で、やっぱり八女市としてそれ以上の規模のところもやっておりますので、そういう部分への考慮というのは配慮されないものかどうか、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。これは中園副市長にお尋ねしたいと思いますけれども。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

宅地に対する補助制度はないのかということで、どういった研究をされたのかと、今後の対応ということでお尋ねでございます。

この災害復旧に関しましては、本当にいつ、今災害というのは何ときどういった災害が発生するかというのはなかなか予想がつかないという状況でありますし、どういった補助をしたほうが一番いいのかということも、その災害によっていろんな形が出てくるのではないだろうかと思っております。

話は少しそれるかもしれませんが、きょうたまたま西日本新聞の朝刊に朝倉の部分が出ておりまして、ごみの扱いが出ております。災害ごみということで最初は処理をしておったんですけれども、一定の時期が過ぎたので、農地等に今あるごみについては産廃扱いになるということで扱いができないと。それについては個人が負担をして処理をする。そして農地の災害のほうに、復旧を早くして生産活動に当てていかななくてはならない。そういった形でいくと個人の方たちに負担が生じる。そこをどうするのかという課題が生じておると。これについては、今、朝倉市長もこの新聞報道を読みますと、一定公的な補助も必要じゃないのかということは申し上げられておるといのが実情でございます。

私もちょうど、けさのこの新聞を見たときに、5年前の九州北部災害が八女のほうで発生をしたときに、平成24年7月13日に発生をしましたけれども、その後、多くの方々が被災をされました。どういった補助をしたほうがいいのかということ、また議論をしたのを私も振り返ったところです。思い出しますのは、いろんな公的補助は確かにございます、国とか県のですね。しかし、ないところが、あのとき一番我々が早急に感じたのが、床上浸水を受けられた方に対する補助というのが全くないと。床上浸水で畳もやられてしまったと、畳は濡れてしまうと使えないと。こういったところについては床下浸水、床上浸水について

は少しやっぱりここは何か手だてをするべきじゃないのかということで、早急に議論をして、そのときに市長の当時の判断を仰ぎまして決断をされまして、1世帯当たり床上浸水のところについては10万円の見舞金を差し上げて、一日も早い復旧に努めていただこうということで、努めていただいたことをけさこの新聞を見ながら思い出したところです。

結局、思っておりますのは、今、田中議員の御質問の趣旨は、災害等によって被災をされた宅地のことについての質問ですけれども、やはり我々市として見れば、宅地も当然でございましょうけれども、どういったところにどういった支援をしていったほうがいいのかということについては、確かにまだ2年を、冒頭おっしゃりましたように、2年前に質問をして何を研究されたのかというところの質問でございますけれども、我々としましても、少し総合的に、どういった災害のときにどういった援助をすればいいのか、支援をしていけばいいのかと、そういったところについては宅地に限定せずに、パターンがいろいろあると思います。ですから、そういったところについては大変申しわけございませんけれども、もう少し時間をいただきながら、少し総合的に考えてみる必要があるのではないかと今思っております。

そういった意味で、まだ結論は出していないということも含めて御理解をいただければと思っておりますので、また時間はかかるかもしれませんが、再度少し時間をいただければと思っておりますので、御理解いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○3番（田中栄一君）

きのうも発言がありましたけれども、よく研究しますとか、検討しますという言葉が行政用語的に使われます。この言葉は私自身後ろ向きの答弁じゃないかということを感じておりますが、やはり何事にも前向きに対応して、研究して、壁があれば取り除いて市民生活の向上に答えるというのが行政の務めだと思っております。

次に、こういった被災宅地の復旧関係につきましても事務分掌にないと思うんです。多分こういう事案については担当部署をどうしようかということで協議されていると思いますが、総務部長にお尋ねしますけれども、建設課は公共施設に対する対応だろうと思えますし、農業振興課は農業施設関連でしようから除外されるといたしまして、あとは総務部の他課に属さないこととして総務課が所管するのか、あるいは市民の安全・安心の観点から防災安全課が所管するのか、地域定住という観点から企画振興部の地域振興課なのか、どこがこういった場合担当されるのかについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（江崎 順君）

お答えいたします。

先ほど議員おっしゃいましたとおり、この内容については、特にその事務分掌上定めてい

るわけではございません。確かにございますように、規定にないところは総務課となることもあるかもしれませんが、その内容によって一番すべきところ、するのに効率的なところが所管することになるかと思えます。

この件について、特にその所管課というのを今の時点で定めているわけでもございませんので、どこが、実際やるとした場合に研究しないといけないと思うんですけども、それについてはどこがするかというのは改めて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

先ほど他の自治体を調査したという、研究したという御答弁がございましたが、今のところこの事案については所管課というのは内容によって効率的なところが受け持つというお話なんですが、じゃ、実際にこの事案に対して調査されたのはどこですか。

○総務部長（江崎 順君）

お答えいたします。

今回の他県での事例等を調査したのは、防災安全課のほうで調査をいたしました。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

内容によって効率的なところが受け持つということで、今回は防災安全課ということで確認をしておきます。

他の自治体の事例を照会されたということで御答弁ございましたけれども、さきの定例会質問で、私は長野県の阿南町の事例を取り上げました。長野県は実際に東北の地震、熊本の地震とも関連性はないわけでございますけれども、そのほかにも八女市より規模の大きい市について二、三の事例を紹介して、八女市でも補助制度の導入ができると確信をしているんです。そのためにも、先ほど副市長言われましたようにもっともっと研究を進めるべきだと思っております。

私が何でこういう提言をするかといいますと、定住対策としての被災宅地への復旧補助制度の創設ということを考えているんですね。建物の建築というのは八女建材の育成と普及の目的で林業振興課の所管で八女材普及促進住宅資材助成事業というのがございます。500千円ですかね。それと福祉の分野でも、わずかではありますけれども個人住宅に対する助成事業があります。その次に質問します伝建地区でも個人の建物への補助なんですね。ここに宅地と何の変わりがあるのかなという思いがしております。被災宅地に関しましては何らの補助、保障が現在のところはないんですよ。その被災を契機として、その地を離れる、八女市から転出する、そういうことなどにより、特に被災の可能性が高い中山間地域は今後の集落の維持が難しくなるなど大きな影響が出てくるということも考えられます。

今後の取り組みとして、八女市なりの被災宅地復旧に向けた研究を進めていただきまして、補助制度の創設まで踏み込んでいただくという考えが必要だと思っておりますが、この点について再度お尋ねをしたいと思っております。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

先ほども答弁させていただきましたけれども、やはり必要性については十分議員のほうと言われるとおり、定住策の一環だということで今言われましたし、伝建との関係はどう違うのかということもおっしゃいました。

私は先ほど答弁しましたように、この災害が発生したときの復旧支援というのはやはり総合的に判断する必要があるだろうと思っております、宅地の復旧も1つの検討材料だし、違ったところの復旧についても検討材料だろうと思っております。

いずれにしても、そういった場合が発生したときに、市民の方がいかに安心して住んでいただくのかということが一番大事なところだろうと思っておりますので、今新たな考え方ということは示されておりますので、災害に対する考え方ということでは示されておりますので、我々も少し全般的な考え方の中で、先ほど申し上げたとおり考えていきたいと思っておりますので、いましばらく時間をいただければと思っております。

ただ、いつ何時どういった災害が発生するかもわかりませんので、そういったところにつきましてもそんなに時間をかけることもできないのかなと思っておりますので、こういった災害が発生したときにはこういった支援をしていこうとかいうのも少しパターン化する必要もあるのかなと思っております。少し時間をいただきたいと思っております。御理解いただきたいと思っております。

○3番（田中栄一君）

確かに副市長が言われますように、そういった災害に関しては総合的に判断することが大事であるし、やっぱり全般的に考えていただきたいと思っております。その中に、この宅地の被災の復旧ということについても考えていきたい。

今後もまた研究を進めていかれるということで御返答いただきました。所管課が一応防災安全課ということですので、防災安全課長のほうにも一言この件についてお尋ねをしておきます。

○防災安全課長（石川幸一君）

お答えいたします。

今、議員の御質問、また市長職務代理者の答弁等ございましたとおり、今回の御質問に対しまして、私のほうで全国の自治体の状況をわかる範囲で調査をさせていただいて、阿南町の状況とか、あと先日お話がございました一関市、大崎市、そうした状況も確認させていただきました。

ただ、大崎市につきましては、東日本大震災から時期がたっているということで、その補助は一応終わっておる状況でございまして、一関市も東日本大震災の災害に限ってということとでございました。大きな東日本大震災とか熊本地震のような災害が起きますと、国が復興の支援として各県に交付金を出しまして、県はそれを基金にしまして、いろんな市町村が行うそうした復興支援の財源に補助を出しているというのが現状でございます。

こうしたことも含めまして、いろいろ調査をさせていただいて研究をしてみたいけれども、今、職務代理者の御答弁のとおり、宅地に限らず、多方面から調査をさせていただいて、防災部局としまして一日も早く被災者が復興支援、生活再建ができますことを念頭に置きながら事業を進めていきたいと思っておりますので、そうしたことを目標としながら研究を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○3番（田中栄一君）

近年、想定外の災害というのが頻繁に起こっておりますので、いついかなるときにこの八女市にもそういう災害が発生するかわかりません。そういう中で、やはり住民の安全・安心、そういったことを考えた制度というのをやはりきちんと備えておく、マニュアル化しておくということも大事なことなんじゃないかということで、十分に研究されまして、ぜひとも前向きな方向で捉えて進んでいただきたいと考えております。

次に進みます。

八女市黒木伝統的建造物群の保存地区についてお尋ねいたします。

黒木地区における現在までの事業実績をいただきました。これによりますと、伝統的建造物の建物が特定物件数118件のうち修理件数が31件、補助額が235,903千円、それから特定工作物241件のうち修理件数8件、補助額9,712千円ということで、総件数39件の補助額が245,615千円となっております。

黒木地区の指定は、合併直前の平成21年6月ですから、これから年間平均で考えてみますと、建物が年4件程度の修理保存ができています。ただ、この事業は合併後に事業を推進されてきておりますので、平均件数はもっと上がると思っておりますが、このペースでいけば、全部の特定建物が完了するまでには15年以上要すると思えますし、所有者の自己負担も発生しますので、もっと長期間かかると思えます。

財政上の問題もありますけど、そういうことであれば、当初に保存修理したところは次の手入れが必要になってくるということになりはしないかと思うわけです。この点の見込みをどう捉えてあるかお尋ねいたします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

1つ、伝建の保存事業、修理事業の特徴といたしましては、先ほどの御質問の中にもござ

いましたように、大半が私有財産でございますし、そちらの御承諾も含めて自己負担の財政、金銭的な負担も含めて、なかなかこちらの計画、こちらの思惑では進まないという経過はございますが、一件でも多く進めていきたい、そういった気持ちで事業啓発、御協力をお願いというのはしっかり続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

財政の面からちょっとお尋ねいたします。

八女福島地区と黒木の両地区を補助していくためには相当の予算が必要になってくるということになりますが、国庫補助等の財源を確保する必要があると思いますね。国庫補助、あるいは県費補助など補助があると思うんですけども、その補助率と、この制度が将来的に継続されるのか、国の方針が変われば当然に補助制度がなくなる可能性もあるわけですね。

そういった部分について、どういう考えをお持ちなのかちょっとお尋ねしておきます。

○地域振興課長（平 武文君）

お答え申し上げます。

まず補助事業でございますが、補助事業大きく伝統的建造物の区分と伝統的建造物以外の建築物という区分がございます。これは特定されているか否かという区分でございますが、特定された分につきましては、国県の補助金含めまして、間接補助の形で5分の4以内という補助率でございます。一方、以外の建築物につきましては、特定されていない建築物につきましては3分の2以内ということです。

次のお尋ねでございます。

今後の方向ということでございますが、特段事務的には変更の、そういった情報は入っておりませんので、継続していただけるものと考えてところでございますが、やっぱり予算の配分的には、文化面の配分、若干補助金的にもきつくなっているのかなというのは、実務上、最近感じているところでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

現在、指定建造物関係については国県が5分の4以内、以外のものについては3分の2以内ということで、また、継続の見込みについては特段今のところは動きがないというところですので、これが方針によって補助率が下がったり、そういうふうなこともあるかと思っておりますので、そういう国の動向あたりには十分注視をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、地元関係者及び地元団体との連携についてお尋ねをいたしたいと思いますが、先ほど市長職務代理者の答弁にもありましたように、平成17年度には黒木地区町並み保存協議会が発足しております。これは地区住民を中心とした協議及び意見集約の母体ということで、

こういうものが誕生しております。

この団体は、文化的景観条例第17条に規定されております景観まちづくり団体として市長の認定を受けた団体となっておりますのでしょうか、そこら辺をお尋ねいたします。

○黒木支所長（井上秀樹君）

お答えをいたします。

文化的景観条例の第17条の景観まちづくり団体につきましては、この町並み保存協議会、現在ありますこの協議会につきましては正式な認定を受けている団体ではございません。

以上でございます。（「ではない」と呼ぶ者あり）ではありません。

○3番（田中栄一君）

景観まちづくり団体として認定を受けるためには、いろんな規約なり活動なりが規定されておりますので、なかなか地元としてもそこまではという機運があるのかなという思いもしておりますが、では、現在あります黒木地区町並み保存協議会、これが黒木の伝建地区のこれからの持っていきようというか、そういう部分で大きな影響を持つと思うんですけれども、この活動状況いかにによって保存の推進に大きく影響してくると考えます。行政としてどうかかわってきたのか。それから、これからどう連携強化をしていくのかということについてお尋ねをいたします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

黒木地区町並み保存協議会につきましては、まずかわりとしては、市のほうでこちらの協議会の事務局の役割を担わせていただいておりますので、そういった意味で連携というのは御説明できるかと思えます。

今後でございますけれども、やはり将来を見据えて、この地域のまちづくり、振興、こういった事業啓発を含めてやはり中心となっていただくべき大切な団体でございますので、しっかりサポートしていきながら、この伝建エリアの発展というのも進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

市のほうで事務局を受け持たれて、なおかつ中心団体として認識をしておると。今後もサポートをしていきたいということでございます。

それと、地元関係者には特定建造物の所有者と以外の所有者が混在されております。当然、特定建造物と非特定建造物では、先ほどお尋ねしました補助の差があるように、これについても当然差があります。ということは、非特定建造物の所有者というのがなかなか文化的景観条例第25条、これは大変厳しいと思うんですけれども、これに定める許可基準というもの

に対してアレルギー的なものがあるんじゃないかなと思います。言葉は悪いですけども、こういった部分がありますと、虫歯が点在するような町並み、これにもなりかねませんし、そういったことでは景観そのものの魅力が半減してしまうんじゃないかと思っております。やはり地元団体と行政が密接に連携して、黒木保存地区全体を魅力ある町並みに変える努力が求められるということではないかなと思います。この協議会と連携ばかりじゃなくて、やはりそういった全体を巻き込む、そういった努力が必要なんじゃないかと思っているんですけども、そのためにどういった方策を考えられていくのか、これについてお尋ねをします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

現在八女市には、八女福島のエリアを含めまして2つの伝建地区がございますが、この2つの地区の比較といった形、角度で御説明させていただきますと、八女地区において、いわゆる保存会の会員が店舗経営されるという方を含めて、そのエリアにお住まいの方全てということになっているようです。その上に役員さんがいらっしゃるという組織構成でございます。

一方、黒木町は、やはり議員御指摘のように特定物を所有されている方を中心とした委員ということになっておりますので、例えば、こういう保存会のあり方ですね、保存会の規模も含めて、そういったところで、そういった直接の所有者でない方にもこういう伝建、自分の住んでいる町の価値、伝建の美しさといったものを、その価値といったものを知っていただく、そういった工夫が必要かなと現在では考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

やはり八女地区のほうはかなり歴史がございますので、そういったことで事業が動いているんじゃないかなと思いますが、黒木も平成21年からですので、8年ほどたちます。そういった中で、今からそういう組織づくりというのはちょっと遅いんじゃないかなと。最初スタートがかなり厳しかったように思いますので、そこら辺でちょっとおくらしているんじゃないかなという気もいたしますけれども、やはりそのエリア全体を巻き込んだ活動をしていかないと、この伝建地区というのが、後でお尋ねしますけれども、経済にも結びついていかないし、その魅力が出てこないという思いもいたしますので、そこら辺十分、今後支所と担当の地域振興課と連携をとられて、いかにそういった組織づくり、それを進めていかれるかということで御努力をお願いしたいと思っております。

それから、伝統的建造物群保存地区審議会の審議状況ということでお尋ねいたしましたが、これにつきましては市長、教育長の諮問を受けて具体的に調査審議するということで、基本的事項と重要事項というものがあると思いますが、年2回ほど15名の委員さんで開催されてお

るという御答弁でございました。

基本的事項、重要事項ということを書いてあるんですけども、実際的にどういう内容なのかというのが見えません。それが年2回と言われますけれども、実際に定例的にやられているのか、あるいは個別物件が発生したときにやられているのか、そこら辺が見えませんが、そこら辺の説明をちょっとお願いしたいと思います。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

それでは、審議会の審議の項目ということで、平成29年9月5日に開催いたしました審議会の内容から御説明させていただきたいと思います。

まず、審議事項としては、特定物件を追加することについて審議会の意見を伺うということ。それと、2点目が特定物件の種別の変更ということですね。例えば、当初倉庫として種別認定されていたものが、よくよく調べてみると土蔵であったと、こういったケースが変更ということに当たります。それと、その逆ですね、一方、特定物件の解除についても御審議いただくということです。それと、4点目が、これが事例的には多いパターンでございますけれども、保存地区内における修理等の設計内容、こういったものは図面等も含めまして詳細に御審議いただいております。

あと、これは補足になりますが、報告事項としては、修理・修景事業の進捗状況でありますとか、補助事業以外の許可申請の案件、こういったものも御紹介しながら皆さんに審議いただいているところでございます。

あと、開催の頻度というか、形でございますが、これはおおむね年2回ということで、定例的な開催ということで御理解いただければよろしいかと思います。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

審議会の内容はおおよそわかりました。

最後に、今後のまちづくりに伝建地区をどう活かしていくのかということでお尋ねをしたいと思います。当初言いましたように、現在まで245,000千円の補助を行い、かつこれからも補助事業として取り組んでいかれるという中で、早急な事業進捗が期待されるところでございます。

一方で、八女市には、一番最初に言いましたように八女福島地区と黒木地区の2カ所が伝建地区に選定されております。その選定基準そのものが八女福島地区は伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているということに対しまして、黒木地区は伝統建造物群及びその周囲の環境が地形的特色を顕著に示しているということで、明らかに同じ伝建地区といえども違うわけですね。これを金太郎あめ的な考え方で進めても、この八女市に同じものをつ

くっても、地域の特色は発揮されないと思うんですよ。地域の特色というものをどのように発出といいますか、出されていくのか、お考えがあればお尋ねをしておきます。

○黒木支所長（井上秀樹君）

将来像についての考え方だと思いますけれども、今、議員御指摘のように、八女市内に2カ所の伝建地区があります。その中で、黒木につきましてですけれども、黒木の特定物件というのは明治時代を中心とした物件が主になっているところでございます。

その時代、明治の初期ですけれども、民俗学者の柳田國男が黒木に来られた際に「全国的にも類いまれな古く黒みたる市街」という表現をされている。当時の柳田國男は全国を回っていたようでございますので、そういう意味で全国的にも非常にまれな町を形成していたと。そこに向かって復元をしていこうという流れで今取り組んでいるという状況でございます。こういったものが再現できれば、豊後高田の昭和の町ではございませんけれども、もっともっと古い時代の町並みがあらわれてくるという状況になりますので、そういったところの整備が進んでいけば、全国的にも非常に関心が高まっていくのではないかと考えているところでございまして、そういったところに向けて確実に整備を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

柳田國男が黒木を歩いたというのは私も存じ上げておりますが、確かに黒木の町並みというのはそういうすばらしいところだと私自身も認識しております。

そういったすばらしい町屋といいますか、商家が残っておるところを文化財的な側面からも伝統的建造物を保護保存していくということは大事なことだと思っておりますが、地域づくりの観点から見れば、修景された町並みをどのように活用して地域経済に結びつけていくかと、そして地域に元気と潤いをもたらすかというような戦略ビジョンも必要だと思うんですね。確かに平成24年にこれをいただきましたけれども、これは策定されました八女市黒木伝統的建造物群保存地区ガイドライン、この30ページから31ページにかけて、るる将来指針というものが述べてあります。実際に読ませていただきましたけど、これが現在のところ、まだこの指針に達していないと思うんですよ。先ほど八女黒木大藤まつり期間中に、町中にそういった部分に入り込んでいただいて交流を進めていくとか、そういうお話もありましたけれども、実際に具体的な戦略プラン、ビジョン、こういうものが求められるんじゃないかと思うわけですよ。今修復が終わった家屋につきましては、観光協会のほうでその建物の説明とか、そういったものをされておりますが、これを回遊するための方策とか、あるいは実際に修復されても空き家同然で、お客さんがお見えになってもただ周りを眺めるだけと、やはりそこで経済が生まれないと地域の元気は生まれてこないと私は考えておりますが、この

点についてはどうお考えでしょうか。

○黒木支所長（井上秀樹君）

お答えをいたします。

ガイドラインからの引用といたしましょうか、30、31ページは私も確認をしているところでございます。議員御指摘のように、将来の活用、交流促進についてはまだまだ不十分だろうと考えているところでございますけれども、先ほどハード面につきましては少し説明をさせていただきましてけれども、そういった特徴を生かしたハードの整備というものについては確実に、計画的にやっていく必要があるだろうと考えております。

また、ソフト面につきましても、先ほどから出ておりますように、幾つかの団体が活動をされているという状況もでございます。やはり整備されました特定物件地域につきましては、地元を中心とした保存団体が適切に維持管理をしていく、そういったことが大事になるだろうと思えますし、来訪者にあってはおもてなしの心でボランティアガイド等ができるような、そういった体制も重要になってくるだろうと思っております。

そういったハード、ソフトの両面が整備をされるにつれまして、一年を通じてお客様が訪れる町になっていくのではないかという期待もしているところでございまして、そういった体制を町並み保存協議会でありますとか、現在八女市のほうでも活動してもらっております八女町家再生応援団、そういった団体も黒木の伝建地区で活動をしていただいている事例もございますので、そういった各種の団体に横串を入れるといたしましょうか、連携をしながら、1つの大きな流れを、うねりをつくっていく必要があるだろうと。そのために、まだまだ現状として黒木の場合には、そのソフトの面では十分ではない部分がたくさんございますので、そういった各種団体と連携をしながら、行政も支援をしながら取り組んでいくことが重要になるだろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

八女福島地区におきましては、NPO法人による空き家改修から始まりまして、そこに入居者とか、そういったものを結びつけて、店舗の開店とか、そういうものが実質行われているようで大変いいことだと思っております。

先ほどNPO法人の八女町家再生応援団、これとの協力もしながらやっていくということですが、同じ市内に同じような法人が複数乱立してもなかなか難しい部分もあると思うんですけれども、黒木地区においてもそういった団体、地域を知った方々が、その地域のために活用されると、そういう団体の育成というのにも必要なんじゃないかなと思っておりますが、この点どうお考えでございますか。

○黒木支所長（井上秀樹君）

今、議員の御指摘のように、黒木地区、特に伝建を中心とした地域で、伝建の活性化、もしくはそういった活用の方法について活動している団体というのは非常に限られているということが実情でございます。原因としましては、さまざまな原因があるのではないかと思いますけれども、当然、その行政側からすれば、周知啓発、支援という部分での不足もあるのかと思います。また、やはりその地域の方々の伝建に対する意識の高揚を図っていくということも大事なのではないかと思っているところでございまして、その地域と、それを含んだ、その周辺の地域、言いかえれば黒木全体でそういったところに取り組んでいけるような、その環境といいたいでしょうか、そういった考え方の情勢というのが必要になってくるだろうと思えます。

現状といたしましては、議員御指摘のようにまだまだ不足しているというのが実情だろうと認識をしているところでございます。

○3番（田中栄一君）

黒木は合併時、たしか1万2,000人ぐらいたと思うんですね。現在、もう1万人を割り込んでいるんじゃないかなという思いがしております。

そういう中で、私はこの八女市にとって周辺地域の元気をつくること、これが八女市全体の元気の源をつくるということにもつながるんじゃないかと思って活動しておりますけれども、そのためにも、先ほど1番目に申しました宅地の被災者の現状、こういうものをよく把握、研究していただいて、中山間地の定住につなげる施策、これを実行すること、こういったことも大事だと思いますし、また、黒木伝建地区の事業にしましても、大岡越前守忠相が三方一両損というふうなことで、これは名裁きだと言われておりますが、実際的には悪い裁きだという意見もございますけれども、そういう裁きではなくて、所有者と地区、行政がそれぞれに三方一両得となる特色ある伝建地区を目指してやはり事業に邁進されるというか、先進されることをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

3番田中栄一議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

18番三角真弓議員の質問を許します。

○18番（三角真弓君）

皆様、大変お疲れさまです。傍聴席の皆様、本当にありがとうございます。公明党の三角真弓でございます。最後まで御清聴をよろしくお願いいたします。

では、さきの通告に従い、4点について質問させていただきます。

最初に、地域公共交通のあり方についてであります。

過去数回にわたり質問してまいりましたが、合併して8年目、高齢化による地域の過疎化の進展に伴う公共交通のあり方が、より具体的に進められていく必要性に迫られております。現時点における現状と課題についてお尋ねいたします。

また、現在進められている地域公共交通網形成計画の進捗状況について。

そして、その計画により、30年度からの現状の改善が図られ、予算として計上されていくのかについてお尋ねをいたします。

2点目に、高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画の達成状況についてであります。

平成12年からスタートいたしました3年ごとの見直しの介護保険事業も、第6期が29年度で終了し、第7期を迎えます。12年当初、2,990円だった保険料の基準額も、第6期には5,200円と、約1.7倍になっております。団塊の世代が75歳を迎える2025年は、本市においては既にその状況下に置かれている地域も少なくありません。高齢者福祉への現状の分析と、旧八女市、旧町村ごとの課題と見直しについてお尋ねいたします。

3点目は、今後の保健師の配置についてであります。

現在19名の保健師の方々は、本庁に配置されておられます。継承すべき保健師の能力に、1. 地域を見る能力、2. 地域をつなぐ能力、3. 地域を動かす能力であると言われております。八女市政のまちづくりにとって、保健師の方々の役割は大変に重要だと認識をいたしております。今後の各支所への配置をどのように考えていかれるのかをお尋ねいたします。

最後、4点目は、道路、河川の維持管理について。

各行政区等より出された要望書等が、迅速かつ正確に把握できるよう、具体的にデータベース化を進める考えはあるのか。

また、地元地域でできる小規模事業については、地元への予算化を図り、公助、共助の連携、共助の強化という視点、スピード化という点を考慮し、今後どのように進められるのか、お尋ねをいたします。

以上4点、明確なる御答弁をお願いし、あとは質問席より順次質問をしてまいります。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

18番三角真弓議員の一般質問にお答えいたします。

1、地域公共交通のあり方について、(1)現状と課題についてという質問でございます。

本市は、山間部を含む広大な面積を有し、過疎化や高齢化といった問題が顕著化しております。このような現状にあって、地域公共交通においては、地域内の移動を担う乗合タク

シー事業や、地域間の移動を担う路線バス維持事業等を実施しております。

今後の課題と感じているのは、限られた財源の中で、さまざまな生活環境にいらっしゃる高齢者を中心とした利用者の利便性を向上させて、いかに安全・安心な生活を送っていただくかということでございます。

次に、(2)地域公共交通網形成計画の進捗状況についての質問でございます。

市民アンケートを初めとして、路線バスや乗合タクシーの利用者等の市民の声を尊重しながら、八女市地域公共交通網形成計画策定委員会において協議をお願いしております。既に今年度に予定している4回のうち、3回の開催を終えておりまして、パブリックコメント等の手続を経まして、今年度末には策定の予定でございます。

次に、(3)現状の見直しと平成30年度の予算にどう反映するのかという質問でございます。

現状認識としましては、公共交通施策全般に関することとして、利用者の減少とともに、個々の利用者の年齢も含めた生活環境への対応が必要であると考えております。

限られた財源の中で、事業者の協力もお願いしながら、利用しやすい便利な公共交通機関を目指して、現状の見直しを進めてまいります。

また、平成30年度の予算においては、既存事業の安定運営とともに、新たに乗合タクシーの小型化などの地域の実情に対応した施策をお願いしたいと考えております。

次に2、高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画の達成状況について、(1)現状の分析はできているのか、及び(2)旧八女市、旧町村ごとの課題と見直しはにつきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

八女市高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画の達成状況につきましては、地域包括ケア推進の観点から、地域ごとに必要な支援を行うことができるよう、昨年4月に地域包括支援センターを6つの日常生活圏域ごとに設置したところでございます。

あわせて、関係機関及び団体が連携して、地域の課題を共有し、高齢者等に対し、専門的な支援を効果的に行えるよう、3階層の地域ケア会議を設置しました。また、高齢者の介護予防、生活支援サービスの提供体制の構築に向けて、地域資源の開発や、そのネットワーク化等を行う生活支援コーディネーターを本年4月に日常生活圏域ごとに配置しました。

これらの体制づくりを中心に、第6期計画において、地域包括ケアシステムの構築を進めてきたところでございます。

現在、第7期計画を策定中ですが、生活環境等の地域差が大きいという本市の特徴を踏まえ、さらなる地域包括ケアシステムの進化、推進を図るため、第6期計画で構築した体制の取り組みを本格稼働させ、地域の課題、資源や生活支援ニーズ等を把握し、必要なサービス創出につなげていくことを目指してまいります。

次に3、今後の保健師の配置について、(1)各支所への配置をどう考えるのか（支所機能

強化を考えて) という質問でございます。

保健師の配置につきましては、平成22年の合併時には、本庁と黒木総合支所に配置していましたが、平成24年4月の機構改革におきまして、組織の一部を見直し、保健師についても、本庁に一括して配置するよう変更を行いました。

変更の理由としましては、各地域での保健指導や住民健診などを効率的かつ効果的に行えるよう、本庁に集中配置し、保健師全体の連携の強化や業務に対する専門性をさらに高めることで、市民の方々の健康推進や、介護予防の充実を図るため見直しを行ったものでございます。

現在、各支所に地域包括支援センターを設置しておりますが、相談業務などでは本庁の保健師とも連携を図りながら、対応を行っております。

今後の保健師の効率的な業務運営につきましては、関係課とも十分協議を行い検討してまいりたいと考えております。

次に4、道路、河川の維持管理について、(1)具体的にデータベース化を進める考えはという質問でございます。

道路及び河川の工事について、行政区長を通じて提出される要望件数は、年間約400件に上ります。要望内容は、緊急性の高いもの、境界の確認が必要なもの等さまざまで、地権者の同意書や位置図、現況写真等の資料も多くございます。

これまでは、紙で管理していたため、過去の要望や進捗状況の確認等に支障を来しておりましたが、今年度より緊急性や工事概要、状況写真等を細かくデータ管理を行っており、パソコンで容易に検索できるよう改善を行っております。今後とも、スムーズな対応ができるよう努めてまいります。

次に、(2)地元でできる工事（小規模）の今後の考えは。（共助を強化する視点から）（地元施行の予算化は）という質問でございます。

現在、地元でできる小規模の工事につきましては、原材料の支給制度と地元施行補助金がございます。原材料の支給制度につきましては、行政区で実施される道路、河川愛護作業の際に必要な砂利や生コン等の支給を行うもので、毎年多くの行政区に利用いただいております。

また、地元施行補助金は、市道及び河川の工事を地元で施行する際、実績により、事業費は5,000千円を上限に、4割から6割の補助を行う制度でございます。この制度は、地元負担金が発生することから、平成26年度を最後に、支出をしていない状況でございます。

原材料の支給制度も活用しながら、要望箇所の早期完成に努力している状況でございます。

以上、答弁をいたします。

○18番（三角真弓君）

時間が押しておりますので、ポイントを中心に質問させていただきたいと思います。

私もこの地域公共交通のあり方は、過去4回にわたって質問いたしております。その中でも先ほど答弁にありましたように、この乗合型のふるさとタクシーに対しましては、松尾新社会推進部長に対して、本当に表彰されるぐらい真剣に取り組んでいただき、合併時より地域の皆さんの交通機関として大きく使命を果たしてきております。

25年度には、国から地域公共交通優良団体、国土交通大臣表彰を受賞するという非常にすばらしい施策を実現してきていただいております。しかし、今、皆様御承知のように、八女市は本当に人口減、少子・高齢化の問題、そういう中で、このすばらしい乗合タクシーも、これを利用できる高齢者の方が年々減ってきて、利用者の減、そして路線バスの本当に急激な減少、こういう問題を早く解決していかなければいけないというのは、もう既に喫緊の課題だと思っております。

ちなみに、今の我が八女市の人口は、平成29年10月31日現在で6万4,794名になっております。これは八女市の過疎地域促進計画の位置づけの中で、何と昭和25年には10万7,826人、それぐらいの人口があり、本当にそれ以後の路線バス、非常に住民の皆様の交通の手段として利用されてきたのではないかと改めて実感をいたしたところでございます。ですけれども、この過疎化をとめることもできません。特に、中山間地を中心とした人口の流出に歯どめはかかっていない状況でございます。

今回、一括いたしまして、地域公共交通網形成計画も含めながら課題について質問いたしたいと思いますけれども、この交通網の計画によって、今後の八女市の公共交通機関をどのようにやっていくかというのは、前回の質問で答弁をいただいておりますので、先ほどの市長職務代理者副市長の御答弁では若干内容が深くわかりませんでしたので、まず、この策定委員会のメンバーの方をどうの方が参加されて、今検討していつてあるのか、そのメンバーの方をお願いしたいと思います。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

策定委員会のメンバーでございますが、まず会長は、大井先生という大分大学の交通分野の教授をなさっていますが、委員をお願いしまして、副会長を八幡地区の区長会の方をお願いしております。そのほか交通事業者、そして警察を含めて、国、県の機関、そして、各地域の区長会の代表の皆様、そして、社会福祉協議会も含めまして、庁内の各関係部長というところで構成しているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

このメンバーの中には、各支所長とか、あるいは各地域の民生委員さん、そういう方たち

は入ってはいらっしゃらないんですね。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

メンバーについては先ほど御説明差し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

この公共交通のあり方というのが、先ほども申しましたように、地域によってかなり格差があると思います。そういう中で、地域をよくわかった、ましてや高齢者の交通の手段となるべきこの公共機関の形成の計画でございますので、より具体的に、そういう地域をわかった人の声というのが反映されなければ、なかなかその地域に合った公共機関というのが、今からどのように立ち上げていかれるのかというのに、私的にはちょっと残念に思っております。

今、財政的に申しまして、合併をいたしまして、財政力指数、公債費負担比率、実質公債比率という、そういうことに対して、非常に職員の方々の努力によって、基金もかなりございますし、ある程度は安定をしてきた、そのような状況ではありますけれども、ここまで人口が減りまして、ましてや一般財源の収入は減ってまいります。今からの予算をどのように使っていくかというのは、大変な課題ではありますけれども、我が市は、やはり国からの地方交付税を中心として、自主財源として約3割近いくらいしかございませんので、どのように予算を分配していくのかというのは重要になってきますけれども、この公共交通に関しましては、本当に住民の方々の、この高齢化の中で、大変な内容——予算を減らすとかふやすじゃなくて、これだけはしっかり抑えていかななくてはならない箇所だと思っております。

担当の方たちが各そういう中山間地域では、先ほど申しましたように今の合併した広域の人口といたしまして10万以上あったわけですね。そういう方たちが地域を支え、そして、今、高齢化を迎えていらっしゃいます。そして本当に元気で長生きしていこうと一生懸命頑張っている、そういった地域の方、各それぞれの地域ございますけれども、そういうところにこのメンバーの方が、例えば、わかりやすく言えば、公立病院に行くのに、そういった機関を使って、どうやっていくのかという実験的な実証ですね、そういったところまでのことをこの会議の中でされたことはございますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

概括的な答弁になってしまいますが、路線バスにしましても、乗合バスにしましても、御利用しやすいと、利用者の目線というのは非常に大切なポイントだと思いますので、御利用し

やすい、例えば、先ほど御指摘ありました運行のエリアでありますとか、運行路線といったものはしっかり考えていくというような内容になるかと思えます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

ちょっと今、答えがよくわかりませんでしたけど、要するにせんだって、厚生委員会のメンバーで矢部村診療所初め、学童、それから、所管の関係の視察を行いました。診療所に行く前に、矢部支所で意見交換等やらせていただきましたけれども、乗合タクシーが入れない、そういった地域もございます。そういう中で、やはり現場にそういった答えがあると思えます。これほど広い地域で人口が減り、高齢化が進んだ中で、机上の論では本当の公共交通の、どういうものを持ってきたが一番いいかということは、なかなか見えないんじゃないかなと思うんです。やはり、地域に行って、地域の皆さんの生活を見て、現場のそういう地域に答えがある。

今の行政の感覚というのは、トップダウンという形がより多くなっているような気がいたします。本来は、各支所の支所長だったり、市民生活、福祉課、そういう担当の課だったり、そういった人たちの声を聞きながら、その地域にとっての必要な公共交通のあり方というのは、それ以外の方もそうですけれども、その声を上げて政策をつくっていくことが一番今の八女市にとっては重要ではないかなというのは、いつも実感をいたしております。

ですから、そういう観点から、じゃ、どのような形の、先ほど市長職務代理者副市長の答弁がございまして、乗合タクシーの小型化を使っていくということがございましたけれども、それだけでいいのか。

例えば、442号に来るのに、私の知り合いの方は剣持から1時間半かけて歩いて442号まで来ていらっしゃいます。乗合タクシーが走る時間帯以前に仕事に行かなくてはならないので、歩いてです。

また、442から30キロぐらいあるような地域もございます。そういった地域がこれだけ違う八女市において、現場を見て、そして地域の声を生かして、民生委員さんや、そういった区長さんを初め、隣組長さん初め、そういった声をどう吸い上げていくのか、そういう声が必要ならば、本当の公共の地域を網羅する、そういう声が上がってきて初めて、皆さんに本当に安心・安全の生活の一環を担う公共交通の形成のシステムがつくっていかれるんじゃないかなと思うんですけど、その点、部長どんなに思われるでしょうか。

○企画振興部長（井手勇一君）

お答えいたします。

昨年度から今年度にかけて、交通網計画を策定しているところでございます。合併しまして、これだけ広い地域になっております。議員がおっしゃるとおり、それぞれの地域でいろ

んな違った事情がそれぞれあろうかと思えます。ただ、計画の中では、一通りの計画、大まかなといえますか、八女市全体を網羅する計画をつくっていきながら、それを来年度以降、これを5カ年かけて実行していくというふうな内容になっておりますので、その地域の事情というのは、また、いろんな場面で上がってくることがあろうかと思えます。そういったことについては、一つ一つ点検を重ねながら、よりよい計画が実行されていくように、また努めていかなければならないのではないかと考えております。

○地域振興課長（平 武文君）

申しわけございません、御指名ではございませんが、若干、事務的な面から答弁のほうを補足させていただきたいと思えます。

まず、費用とか時間等、一定制約がございますので、当該計画を作成するに当たっては、市民アンケートを初めとして、ふるさとタクシーを御利用していただいている方、一方、じゃ、全く御利用されていない方も含めて、アンケート調査ということで御意見について伺っております。

また、ふるさとタクシーのみならず、路線バスにつきましても、実際我々がバスに乗り込みまして、そのバスの状況であるとか、乗ってある方の聞き取り調査も行っております。

また、先日、黒木地区の古敷岩屋にちょっと乗合タクシーに同乗させていただいて、七、八名の方、御利用いただいておりますけれども、その方々にも状況とか、御心配な点とか、細かく聞き取りさせていただいております。

ただ、やはり私のほうでは、公共交通という角度からの御答弁であって、若干冷たいような点もございますけれども、例えば、乗合タクシー1時間という枠の中を7人、8人、そういった方で、それぞれ大事な御都合はお持ちなんですけれども、それぞれ譲り合いながら御利用していただいているということでございますので、1つこれが公共交通というものの形、限界というふうにも御理解いただければありがたいと思えます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

今から検討の内容、この策定委員会の中でどのような検討がなされているかというのは具体的によくわかりませんが、今後、今の路線バスに対して、どのように考えていくのか。

それと乗合タクシーを利用できなくなった方、そして、福祉有償運送への利用の拡大。

それと1番は、免許証の返納問題ですね。これは同僚議員等も過去、前回の質問等でも出ておりましたけれども、せんだって、八女署の生活安全課長さんの講話を聞く機会がございました。ことしになりまして交通事故で亡くなった件数が6件ございます。これは全て、被害者も加害者も高齢者でございます。このような実態がもう既に起こっております。

それに対して、今、このような地域公共交通網形成計画の策定委員会がっておりますけれども、それほど高齢化率と、やはり実際は返納もしなくちゃならないけど、返納した場合、じゃ、農作業をどうやったらいいのかとか、そういう相談等もございます。そういった住民の皆さんの声というのは、本当に悲鳴にも似たような、確かに6件というのは大きいわけですね、死亡事故です。近場では、大島で起こりましたが、何とか亡くならず済んだと伺っておりますけれども、全て高齢者の事故です。これは中山間地だけじゃなくて、旧八女市内においてもしかりだと思っております。

こういう緊急事態でありますので、こういうこと全てを考えながら、そして1点、いつも思うのは、八女市に住んでいながら、やはり乗合タクシーは素晴らしいんですけども、どうしてもやっぱり地区以外に出ることができません。ぎりぎり、もうちょっとで八女市に行くような、いろんな施設とか、いろんな利用者さん、病院等が、また乗りかえなくてはいけないという非常に不便さがございます。

ですから、せんだって提案いたしましたように、矢部村から公立に行くにしても、星野から行くにしても、せめてワンコインで行けるような、そういう施策をつくっていかないと、やはり公平性に欠けている点があるのではないかといつも実感しているところでございますので、今、私が言った件に関して、今後、この検討委員会の中で、具体的に各地域ごと、地区ごとに検討していただきたいと思っておりますけど、その点どうでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、矢部、星野、そういったところからの直通のコースという御提案でございますが、まず1つ、現在の八女市内の公共交通を構成している状況としましては、路線バス、そして乗合タクシー。乗合タクシーと貸切タクシー、こういったもので構成しております。やはり、それぞれの業務範囲、担っていただいている部分でございますので、この三者で絶妙というか、微妙にやっぱりバランスの中で交通を支えていただいているということでございますので、そこに新しい形、新しい料金も含めて、そこにつくるというのは、大変やはり慎重にならざるを得ない分野であると思っておりますけれども、先ほど御説明したように、計画をつくるに当たっての利用者のお声の中にも、そういうエリアの問題等というのは御指摘にございますし、また、エリアを設定したときからやっぱり時間がたちますと、市内の中で、例えば、大きなスーパーが閉店したり、病院、医療関係の変更等があるかと思っております。

そういうことで、地域の皆さんの生活のパターン、生活の範囲も変わっていくと思っておりますので、そういったものを十分反映したエリア設定とか、路線の決定というところは考えてまいりますと思っております。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

担当課長初め、本当に大変御迷惑をおかけするかと思いますけど、一日も早く市民の皆さんのそういう安心・安全の基盤となるこの交通ということに対しまして検討していただきたいと思っております。

来年度の予算ということを言っておりますけれども、現在、乗合タクシー、そして路線バス含め、そういう交通機関に対する市の予算というのが平成29年度でどのくらいの金額になるか、わかればお願いしたいと思っております。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

あいにくきょうは関連資料を所持しておりませんので、お答えすることはできません。申しわけございません。

○18番（三角真弓君）

しっかり予算を予算として、必要のあるものに対してはつけていただきたと思いますので、私なりに勉強し直して、また次の議会等でも訴えさせていただきたいと思っております。

次に、高齢者の6期の介護保険の事業計画でございますけれども、これは先ほどの地域公共交通網形成計画にも重なっていくものというのがかなりあると思っております。

今、第6期でございますけど、もう既に30年度から7期がスタートいたします。これはやはり、医療介護、そういうものに対しての計画でございますして、平成12年当初は先ほど言いましたように、段階が今10段階近くございますけど、その基準値で今、約6期で5,200円でございますけれども、毎回毎回3年ごとに計画の見直しがされるたびに、この介護保険料というのは皆さん、市民の方への負担がふえてきております。

そういう中で第5期のポイントというのは、地域包括ケアの充実強化となっております。介護予防・生活支援、医療、住まい、こういうことに対しての計画が第5期でございますけど、第6期もそういうことをもっと充實的にということで計画をされておりますけれども、5期から6期に変わった時点で、この3年間における進捗状況、達成状況がどのようなものか、先ほどの市長職務代理者副市長の答弁では若干具体化的に見えなかったものがございますので、課長のほうからその点をお願いしたいと思います。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

第6期の介護保険事業計画につきましては、介護保険法が大幅に改正されて、その新しい介護保険制度に向けた取り組み準備を進めてきたところでございます。

特に介護給付に関しましては、新しい介護予防・日常生活支援総合事業というのができま

して、そちらのほうに要支援1、2の在宅、あるいは通所の介護が移行をするということで、今、段階的にその移行を推し進めているところでございます。

また、包括的支援事業ということで、これから包括ケアシステムを構築する中で、4つの大きな取り組み、土台づくりといいますか——を進めているところでございます。

1つは、昨年設置しました地域包括支援センター、各生活圏域ごとに6カ所設置いたしております。

それから、在宅医療・介護連携ということで、現在、八女筑後医師会の方々とどういった形で連携が可能なのかということを含めて協議を推し進めているところでございます。

また、認知症施策の推進ということで、一昨年、国が策定しました新オレンジプランの中でも、団塊の世代の皆様が後期高齢に達せられる2025年には、700万人の認知症患者が発生すると。これは高齢者の5人に1人に相当する割合でございますので、八女市におきましても高齢者人口を当てはめれば、4,500人から4,600人の認知症患者が存在するというような状況でございます。ここら辺の取り組みについても、今現在協議を進めているところでございます。

また、生活支援サービス体制ということで、ことしの4月から生活支援コーディネーターを各生活圏域ごとに6名、そして、市内全域をつかさどる指導員を1名、合計7名を配置して、今、各地区の課題整理に向けて進んでいるところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

平成23年1月、合併をしての翌年でございますけれども、この時点でのひとり暮らし高齢者世帯、そして高齢者夫婦のみで約5,728世帯でございます。それが10月1日現在では、ひとり暮らしと高齢者夫婦のみで7,317世帯。この7年近い間に1,070世帯もの高齢者のみ世帯が増加をいたしております。

そういう現状の中で、本当に地域包括ケアシステムが稼働するためのそういう具体的な施策に対して、昨年からは地域包括支援センターが各支所に配置されましたけれども、じゃ、その地域包括支援センターの活動内容ですね、各支所に配置された地域包括支援センターの活動、特にこれは相談業務が主だと思っておりますけれども、その相談件数が各地区ごと、また、旧八女市でわかれば、その件数をお願いしたいと思えます。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

まず、この地域包括支援センターの役割といたしましては、先ほど議員おっしゃいましたように、1つ大きな総合相談業務がございます。そのほかに介護予防のケアマネジメントだったり、あるいは権利擁護に関するいろんな課題整理だったりというようなことで業務を

今進めておりますが、昨年1年間で、高齢者に係るさまざまな御相談が寄せられました。件数といたしましては1,383件ということでございます。

その中で、やはり一番多いのは、介護保険に関することということで、これが相談件数の2人にお一人は介護保険に関すること。それ以外に医療、健康に関すること、権利擁護に関すること、それと認知症に関すること、これが約15%程度ずつは存在をしているということでございます。

相談内容の内訳としては、以上でございます。

○18番（三角真弓君）

1,383件とおっしゃいました。これは合計だと思いますけれども、今現在、八女市の65歳以上が2万1,892名、75歳で1万2,181名ということで、かなりの人数になっております。その中で件数が多いのか、少ないのかわかりませんが、介護長寿課のほうには高齢者支援係がございまして、高齢者のそれぞれの高齢者のデータベース化がされていると聞き及んでおりますけれども、そういう高齢者の方々、お一人お一人の声というのが、相談業務はその支所に高齢者の方が出向いて、あるいは家族が出向いての相談なのか、あるいは個別で訪問をやってされる相談なのか、そういった内訳がわかればお願いしたいと思います。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

相談のあり方といいますか、こういった形で相談が寄せられるかということでございますが、一番多いのは、やはり電話での御相談でございます。これが約40%を占めております。そして、直接来所される方も同率ぐらいの約540件ほどございます。それ以外で、やはり地域包括支援センターとしても、地域に出向きながら、いろんな情報を得る業務も行っておりますし、そういう意味では、直接訪問をして相談を受けるというのが、この1,383のうちの272件はそういう対応をさせていただいているところでございます。

それぞれの先ほど申されました七千数百件の高齢者世帯がいらっしゃるということでございます。それを全て介護長寿課で網羅するというのは、かなり厳しいところがございますので、これは民生委員児童委員さんと高齢者の台帳を共有しながら見守り体制を行っていただく、その中で、いろんな情報をいただくという体制をとっております。

○18番（三角真弓君）

なぜこういうことを質問するかと申しますと、先ほどの地域交通網形成計画の中にも触れたように、民生委員さんというのは、それぞれ個々にそういう高齢者のみ世帯、それぞれ夫婦のみとか、そういう高齢者を中心として訪問活動をしていただいております。

ちょっとその次に行きますけれども、保健師の配置に関することに若干触れるかもしれませんが、要するにここには専門的な部分というのが非常に難しいものがあります。せ

んだって、うちの校区の中で、ある高齢者お一人暮らしの方のところ、新聞が何日もたまっていただけですね。近所の方は、ああ、あそこの方はいつも旅行に行っているから旅行だろうと考えていらっしやいましたけど、区長さんが何か気になるということで、結果的にガラスを割って家の中に入られたところ、倒れていらっしやって、1日遅ければ、ひょっとしたらもう死亡してある可能性が高かったという報告を聞いております。

そういう中で、そこの地域の民生委員さんは、やはり非常に心配をされたわけですね。今から寒くなる季節、また高齢者がふえてくるときにおいて、こういうことが起これば、自分が責任を感じるんじゃないかというような、それはその問題だけではなくて、こういうことはこの八女市の中でも、今からもまた、今後ふえていく課題ではないかと思っております。

ですから、民生委員さんになる方も、今、高齢化もしていますし、なかなか伸びていかないうちで受けてもらっても負担も大きい。そういう中で、やはり地域包括支援センターを各支所に置かれた、その目的としては、やはり個別の訪問ということを中心にやっていただきたいということを行政が主導的に指導していかなければいけないのではないかと。また、そこにその方、その方が困っている介護予防、生活支援、医療、住まい、交通の面、そういったものが見えてくる。電話では相手の顔は見えません。状況もわかりません。

認知になってきているんじゃないかなというのは、専門である看護師さんや保健師さんはわかるわけですね。そういう民生委員さん全てに負担をかけるのではなくて、そういう仕組みづくりを今やることによって、それでいろんな横の行政の連携もとられていくのではないかなと実感を感じております。

関連をいたしまして、質問も前後いたしますけれども、そういう中で、保健業務というのも、もちろん介護長寿課にも保健師いらっしやいますし、健康推進課にもいらっしやいます。その基本的な保健師さんの今、本庁に19名、先ほどの答弁にありましたように24年から本庁に一括保健師さんを置かれていますけれども、今現在、保健師さんの訪問活動、個別訪問というのは年間どのくらい行われているのか、これは第6期のこの計画の関連としてお尋ねしたいと思っております。

○議長（川口誠二君）

お諮りいたします。このまま休憩をとらずに三角議員の質問を続けたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。

それでは、執行部答弁をお願いします。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

平成28年度の健康推進課の訪問件数につきまして、お答えいたします。

特定健診に関する訪問では119件、それから、特定健診の未受診者訪問では89件、平成28年度は旧八女市の福島校区を重点的に訪問いたしました。

それから、戸別訪問件数は16件、これは御本人、あるいは御家族、民生委員さんからの要請により出向いた件数で、健康や精神に関する相談でございます。

そして、母子事業の中では239件、これは第一子や希望される方で第二子以降の訪問事業でございます。

いずれの件数も、八女市全域の訪問件数でございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

済みません、時間の延長、申しわけございません。

第7期にまた入りますけれども、私は先ほど申しましたように、この計画の遂行に当たっては、そういう基本的な訪問活動によって、地域の課題、そういうことを中心として地域包括ケアシステムの構築を図っていただきたいということを要望したいと思っております。

その後、保健師の配置についてでございますけれども、今、保健師にしかできないことというのが、これはネットで出た内容でございますけれども、地域が病んでいるかを見きわめること。集団としての病巣を見つける公衆衛生学そのもの。そして、地域を治療すること、予防も含めて。病んだ地域を治療できるのは、行政の役割が大きい。地域を診断し、地域治療の両方ができるのは、保健師の専門性であり、特権であると言われております。

先ほどの健康推進課長が述べられましたように、19名の保健師がいらっしゃいます。保健師は生まれたゼロ歳、赤ちゃんのとき、おなかに入った時点から亡くなるまで、この仕事ができるのが、やはり保健師業務ではないかなと思っております。

そういう中で、合併後24年以降、本庁に全て保健師を集中で配置をさせてありますけれども、それに対してのメリットというのはどういうことなのか、健康推進課長のほうからお願いしたいと思います。

○人事課長（原 亮一君）

申しわけございません。職員の配置の観点から、人事課のほうで御説明させていただきます。

議員御指摘のとおり、平成24年度からの機構改革、これによりまして、それまで合併後、黒木支所、当時、総合支所でしたが、そこに保健師を配置して、本庁と2カ所で配置をしておりました。それを24年度から本庁一括に配置をしたところでございます。

これの背景につきましては、機構改革の議論をする中で、特定健診の課題をどうするかと

ということで、特定健診の受診率なり指導率、その分を上げるということのために、特定健診の部署を当時の市民課から健康推進課のほうに移している経過がございます。それが1つ。

それと、議員の御指摘のとおり、保健師が担う業務が大変複雑化して、高度化して、個別化しているということで、支所で完結するような案件というよりも、本庁まで上がって、さまざまな部署での情報等を共有しながら対応策を考えるという案件が多くなっているということでございます。

地域の課題についても、やっぱりいろんな、例えば、専門的な知識等を含めて、そういう協議をする必要があったと。そういうことを踏まえて、一括して配置をすることになったということでございます。

お尋ねのメリットでございますけれども、これをしたことで、各八女市管内を、担当保健師を2人1組で組ませて、地区担当制、そういうことができるようになったということでございます。23年度までは事業ごとに保健師が業務を担っておりましてけれども、24年度以降の一括配置からは、各地区を2名の保健師が担当を持って、それぞれ責任を持って業務を遂行しているということでございます。

ですので、各地域、先ほど議員のほうから保健師と地域の関係の3要素の御指導をいただきますけれども、それに対応した各担当が責任を持って地域課題を把握して、それを持ち寄って、ほかの担当の保健師と情報を共有しながら、例えば、担当だけで解決、判断できない部分については、それぞれ強みを持った保健師がアドバイスをしながら、そういう部分で課題の解決に当たっているということで、そういうふうな集めたことでのそういう弾力的な運用といいますか、個々への対応ができたということがございます。

それから、もう一つ、例えば、矢部地区で突発的な命にかかわるような問題が発生したと。そうした場合には、当然支所が情報をつかみまして、支所から本庁に連絡する。そこにたまたま事業で担当の保健師が事業で外に出ていたという場合は、当然、誰かが保健師が構えておりますので、そこで対応をして、実際、必要な対応を自分が出向くなり、支所への指導をするなりと、そういうことで、そういう課題に対応できるということで、逆にその支所に置いているときよりも、そういう部分の効率化というか、スピーディーな対応ができているということがあると思っております。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

私とは全く真逆で、総合的にいろんな課題が横のつながりで対応できるということでございますけれども、そういう連携は時々、月に何回かやればいいことであって、一番の保健師業務というのは、その高齢者の顔が見える。それだけではございません。今、面前DVというのが非常にふえて、DVの件数も、もう新聞紙上、皆さん御承知のように、毎年毎年ふえ

ております。これは夫婦が夫婦げんか、要するに夫が妻への暴力とか、子どもが直接に受けなくても、それを見ること、眼前のDVと言いますけれども、これも今非常にふえているようです。

要するに赤ちゃん訪問にしましてもそうです。第一子は基本的に保健師さん、訪問されますけど、それ以降は要望があった分だと聞いております。

保健室を持っている、そういう機能、役割というのは、まちづくり、本当に今、課題を抱えている八女市の地域づくりの基本になっていく、核になっていく役割ではないかと思うんです。ですから、八女市とせめて黒木に配置をして、何かあれば、黒木から矢部に行く、星野に行く、上陽に行く、そういうことを私は何回も訴えてきましたけど、行政の考えとは全く違うみたいで、残念ですけど、それをやることによって、地域公共交通網形成も非常に地域の高齢者の抱えた課題と、また地域ごとの本当にスムーズなものがつくっていかれるような私は気がしてなりません。

ですから、保健師さんの持っている力、能力、こういったものをフルになぜ動かして、それがまちづくりにつなげていけないのかということで、やはり地域に入り、住民、その生活の場に直接かかわることができることが本来の地区活動、これが本来の保健師業務であり、今、生活習慣病が非常にふえ、それにより糖尿病になるというのが右肩上がりです。糖尿病により目が失明、最悪、足を切断した場合は、がんになって死ぬ確率——がんもいろいろございますけれども、非常に早い確率で死亡しているということで、今生活習慣病は、とても見直していく必要があるということを感じて講演で聞いてまいりました。

足病という科を持っている病院も今出てきております。ですから、そういうことも踏まえた上で、先ほどから地域包括支援センター初め、本庁の保健師さんたちの戸別訪問の数は非常に少ないような気がいたします。これを徹底的にやっていくことによって、地域の活性化、また、本当に血の通った行政をつくることではないかと思っておりますので、時間の関係でこれは要望いたしておきたいし、今後、保健師の配置を十分に考えて、地域の声を聞きながら、その配置を考えていってほしいと思っております。

では、最後になりますけれども、せんだって同僚議員の質問の中にも、通学路の横断歩道がまだまだできないとか、いろんな要望に対しての取り組み。確かに先ほど答弁にございましたように、要望が400件から上がった中で、緊急性を要するもの、そして、前年度からまだ継続でやってきているものを初め、なかなかそれを急いで、一生懸命職員さんたち頑張らせていただいておりますけれども、私たち議員も個人的に相談がある場合は、区長を通してくれということで、区長を通して市のほうに要望を出していただいております。

ですけど、なかなかそれがいつできるのか、また、何年かかるのかというのが見えにくい

現状がありますし、きのうみたいに子どもたちがかわる、そういう通学路というのは、より早く急がなくてはなりません。ですから、いつ、誰が見ても、明確に、そして、ある程度は、いつぐらいまでにはできますということ、市民はそれがわかれば納得するわけです。災害等、緊急の場合は別といたしまして、今、データベース化という中で、より最近は御努力をいただいていると御答弁ございましたけれども、全て——400件というのは、各旧八女市、あと筑後と、もしわかれば、その件数を分けて報告をお願いしたいと思います。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

県道、国道等に関する要望の件数につきましては、きょうの数字には含めておりません。あくまでも市道、市の河川等に関するものでございます。

また、要望の内容につきまして、直営で施設管理班等でできる分についても含んでおりません。

件数につきましては、これは28年度の数字になりますけれども、旧八女本庁管内で257件、立花支所管内が19件、黒木支所管内が14件、上陽支所管内で6件、矢部支所管内が1件、星野支所管内はゼロでございます。合計で297件になっております。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

星野がゼロと、これは国とか県とかいうことに関するのが入っていないので、ゼロになっているのかなと思うんですけども、私ども個人的な経験でございましたけれども、国道442号に関する御相談がございまして、県のほうにお伝えしたとき、もう一回要望書を出してくれというふうな、そういう経験をしたことがございます。ですから、こういう国、県、そして市に関する、大体県に対しては市が要望を出さなくてはならないと思っておりますので、そういうものをもっとスリム化していくことによって、やはり今からの防災、減災につながっていきましょし、危険性の高いところは早くそれを進めていくためにも、もっときちんとした形のデータベース化、これがいつできるということで、より行政区長さんたちも大変だと思うんですね。やはり写真をつけて、いろんな要望を出して、じゃ、それがいつできるのかというような地域住民からも非常にいろいろやっぱり私たち議員もそうですけれども、よく言われることでございます。

それで、特に急ぐもの、そういったものが、もっとスリム化になっていくこと。そして、県とか国に対する要望にしましても、やはりそういうものをきちんとやる中で、いつまでできるのか。もう何年待っているというような、そういうことがきちんとわかるように、誰がいつ見てもわかるような、特に黒木というのは広い地域でございまして、市道、県道、国道、全て合わせれば、八女から京都ぐらいまでの距離になりますよということを前聞いたこ

とがございます。やはり、建設課としても、これだけの広い面積の中での国道、県道、市道の管理というのは、非常に大変だというのは承知をいたしておりますけれども、だからこそ、そういうデータベース化をもって、より明瞭に、簡潔に、そして、地域の皆さんが安心できる、そして危険個所がないようにやっていくためには、そういうものを使って、具体的にやっぱり取り組んでいく必要があるかなと思っていますけど、その点に関して御答弁をお願いしたいと思います。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

市長職務代理者副市長も申しましたように、昨年度までは紙で管理をいたしておりました。そういう関係で、区長様のほうから問い合わせがありましても、なかなか担当がいなくて、どこにあるかわからないということで、支障を来しておりましたので、今年度から建設課の関係につきましては、データベースで管理するようにいたしております。

内容につきましては、要望があった日にちから、要望の内容、それから緊急性、必要な予算等も含めたところで現在管理をしております。

建設課の職員であれば、誰でもすぐパソコンから管理ができます。

管理の方法といたしましては、校区ごとの主に道路と河川に分けて、一覧でわかるようにいたしております。

そういった中で、今年度からの取り組みでもございますので、今後、見直しも必要になるかと思っておりますけれども、よりよいそういうデータベースが活用できるような形で、今後も進めていきたいと思っております。

あわせまして、県道につきましても、もう十何年前の要望とかがまだ残っている状況があります。県につきましても、一応今年度についてデータで管理をするということで、市とも協議をいたしまして、県のほうにつきましても、県に出された要望をデータとして管理をしていくということで、今、県と市と協議を進めておりますので、市の管理分に限らず、県道と河川等につきましても、同じような形で県とも協議しながら進めていきたいと思っております。

○18番（三角真弓君）

できれば、同僚議員の質問にもございましたように、子どもたちのスクールゾーンに関係するような箇所というのは別に出して、子どもたちの命にかかわるような危険性のあるところは、より早急にするようにしていただきたいと思います。

橋とかいろんなそういう公共のものというのは50年をめどに、やっぱりそういったインフラ事業も大事になってきますし、災害を前にした防災ということに対しましても管理していく必要性は喫緊の課題だと思っております。

最後に小規模の工事でございますけど、26年度以降はやられていないということで、ある

程度、ちょっとしたことは施設管理班の方が非常に今、前よりも早く穴ぼこだったり、いろんなことが緊急な手当てがなされておりますけれども、行政の要望等があるところでは、ある程度、先ほどの市長職務代理者副市長の答弁にございましたように5,000千円を限度として、ただ地域の負担がありますので、なかなかそれに対して、じゃ、うちでやりますという、そういった地域があるかどうかというのは、私も定かではございませんけれども、小さな負担で済むようなところは、やはり地域で、皆さんの力でできることはやっていくということをやることによって、行政のスリム化にもつながっていくのではないかなと思っておりますので、これは26年度で一応事業が停滞しておりますので、そういったことも区長会等で諮っていただきたいと思っておりますけど、最後にそれについての御答弁をお願いしたいと思います。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

地元施行に関しましては、現在、建設課のほうでは砂利、生コン等を支給いたします原材料を支給する制度と、それから、地元で工事をしていただく制度、2つございます。

原材料のほうにつきましては、砂利とか生コンを道路河川愛護時に要望された箇所に配付するというので、これにつきましては年間でおおよそ100件、金額でも2,500千円程度利用していただいております。

それから、もう一方の地元施行補助金につきましては、市長職務代理者副市長も申しましたように26年度以降、現在のところ、支出はございません。といいますのも、議員おっしゃられたように、地元の負担金も伴いますけれども、公道、市道ということで、どうしてもいろんな方が通りますので、安全な施行ができないと、なかなか施行を認められないと。事故があった場合のことも考えておりますので、当然これにつきましては、建設課のほうで内容を精査して、問題ないということであれば施行ができますけれども、基本は、この中身も、地元の方が施行されるのではなくて、地元から施行業者さんのほうに依頼をされて、そこが工事をされるという形になります。そういうことで地元としましても、補助率が4割から6割ですので、逆に6割から4割の地元負担金を伴いますので、なかなか現在ではされる地元はございません。

現在は、なるべく早く要望が解決するように、市のほうで発注を行っておりますので、今後とも発注を進めながら、また、直営でできる分については、直営でやりながらということで、要望をなるべく早く消化できるように努めてまいりたいと思っております。

○18番（三角真弓君）

済みません、お昼休み、かなり時間をとりまして大変申しわけございませんでした。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

18番三角真弓議員の質問を終わります。

ただいまから休憩に入りますが、再開を1時15分から行いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、休憩に入ります。

午後0時21分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

4番堤康幸議員の質問を許します。

○4番（堤 康幸君）

皆様こんにちは。4番堤康幸です。本日は、傍聴席に師走の忙しいときにもかかわりませずおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

さきに通告しております2項目、3点について一般質問を行います。

まずは、暮らしの安全安心について。1点目、携帯電話不感地域解消への取り組み状況は、2点目、道路愛護に対する支援策の考え方はということでお尋ねをいたします。それから、「八女ふる里学」活用の授業について、農業についての指導方法はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

詳細については、質問席より行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

4番堤康幸議員の一般質問にお答えいたします。

1、暮らしの安全安心について、(1)携帯電話不感地域解消への取り組みはという質問でございます。

居住エリアの不感地域につきましては、市内東部の山間地域に3地域を把握しております。これらの地域への対応としては、国や県への報告とあわせて個別に通信事業者との交渉を行い、不感状態の解消に向けた取り組みを進めております。また、地元から苦情や相談等があれば、現地を確認した上で通信事業者に対して対策の問い合わせや要望を実施しているところでございます。今や良好な情報通信環境は、全ての市民の安全・安心な暮らしに欠かせない条件となっておりますので、今後とも携帯電話不感地域の解消に向けて取り組みを進めてまいります。

(2)道路愛護に対する支援策の考え方はという質問でございます。

八女市では、市民が安全・安心で快適な環境づくりを行うため、八女市道路河川愛護報奨金交付要綱を制定し、道路河川愛護の啓発とあわせ、市道及び市が管理する河川、水路等の愛護活動に対して報奨金を交付しております。

この制度は、ことしで3年目を迎え、これまで議会、行政区等からも地域の実情を踏まえ、見直し要望の声が出されたところでございます。現在、こうした要望を踏まえ、実態の把握と問題点を分析するなど事業の検証を行っております。

また、過疎、高齢化等により道路河川愛護活動は年々厳しい状況にあることも、中長期的な課題として十分認識しているところでございます。道路河川の維持管理を良好に行っていくためには地域住民の協力が必要不可欠でありますので、本制度が公平で将来にわたり持続可能なものとして定着するよう、報奨金限度額の見直し、拡充等も含め、検討を行っているところでございます。

2、「八女ふる里学」活用の授業についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（西島民生君）

4番堤康幸議員の一般質問にお答えいたします。

「八女ふる里学」活用の授業について、農業についての指導方法はとのお尋ねでございます。

「八女ふる里学」は、平成25年度から2年をかけた作成し、平成27年度より小学校3年生から6年生を対象に小学校の教育課程に位置づけて指導しております。指導に当たっては、発達段階に応じて八女市のよさ、すばらしさに触れさせ、八女市を愛し、ふるさとに誇りを持つ子どもの育成に努めているところでございます。農業について記載している内容は、農家の方や事業者の方々から栽培方法をお聞きし、編集しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○4番（堤 康幸君）

まず、携帯電話不感地域解消への取り組みのことですけれども、これと道路愛護の件に関しましては、昨年3月議会で全く同じ趣旨で質問をさせていただいております。そのときと同じ議事録にならないように期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

第4次総合計画の前期基本計画で、一応、不感地域は解消されるという目標が立ててありました。3地域だけ解消ができなかったということで後期計画の中に盛り込まれておりますけれども、現在の状況はどうなっていますか、お伺いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

直近の状況でございますが、現在も矢部村、そして矢部村秋伐地区ですね、桑取藪地区、別当地区、そして黒木町大淵、冬野、星野村大牟田、炭床に不感地域を確認しております。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

とりあえず、まだ全く進んでいない状況ということだろうと思いますけれども、この前、質問のときの答弁で国の制度を利用しながら解消に努めていくということでございましたけれども、その後、県とか国に対しての制度利用に対してどういう取り組みをされたのか、お伺いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、国においては定期的に不感地域の状況、かつ内容等の照会を受けておりますので、まずその照会に回答するということが不感地域の状況を国と共有するということ。それと、その都度、通信事業者さん、主な業者で3社ございますけれども、それぞれの業者に情報交換を含めて問い合わせ等をして不感地域の存在を伝えるとともに、一日でも早い改善というのを求めているというところがございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

本日は、それぞれ区長にも来ていただいております。改めて、計画書にいう不感地域の定義をお願いしたいと思いますけれども。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

不感地域とは、こちらの国の定義を流用させていただいておりますが、携帯電話サービスが1社も提供されていない集落を含む大字単位という定義でございます。

○4番（堤 康幸君）

要するに、今、大手3社あると思いますけれども、住宅があつて、そこでどの会社の携帯も使われないと、そういうことですかね。

この前もそういう発言をしていますけれども、住宅があるところは固定電話が一般的には引かれておまして、携帯の本当に必要なところは、そういう以外のところじゃないかなと思います。

とりあえず、今の計画の中で住宅地で、今、事業者3社の1社もつながらないところが不感地域ということで定義をして、その中でもまだ3地域が不感であるという市の認識だろうと思いますけれども、つながらないところというのは、そのほかにもいっぱいあるとですよ。それはもう当然、認識はしてあると思います。

これは、第2次八女市定住自立圏共生ビジョンというのがありまして、結びつきやネットワークの強化というところで、「ICTの進展・普及に伴い、携帯電話・スマートフォンを含めた情報端末による情報入手や交流が生活の中でますます大きなウエイトを占めてきています。」ということで、このくだりの中で「中心地域と近隣地域では依然として情報基盤の

整備に格差が存在しています。」と、こういうところでも認めてもらっている。光ファイバーを全域に敷設をしていただきました。これも大変ありがたいことで、まず合併の大きな効果だろうと認識をしておりますけれども、このICTもそういう有線でのこういう光ケーブル、光ファイバーを引いた、いろいろな計画の中でこちらのほうを非常に強調されておりますし、大事なインフラの中の一環として位置づけをしてありますけれども、いろいろな計画の中で携帯に対しての目標なり記述なりがあんまりないと感じております。

携帯電話の不感地域があるということが、八女市の発展にとって非常に障害になりやせんかと思うのは、基幹産業が農林業ということで、あらゆる場面で出てきます。また、実際そういうことだろうと思います。市が持続的に発展するためには、当然、農林業がしっかり振興して元気を出さないと、今後の八女市の持続的な発展にはつながらないと私も強く信じておりますし、きのうもそういう質問が出ておりました。

そういう中で、よく要望を受けますのが、農業者、それから林業関係に従事してある方からの要望でございます。1日、仕事としてそういう現場で、携帯のつながらない現場で仕事をするというのは、やっぱり非常に不安もありますし、そういう面で物すごく要望が強いのだろうと思っておりますけれども、そういう農業振興、林業振興の面で担当のそれぞれの課長はどういうふうに認識をされておるのか、ちょっとお伺いをしたいと思いますけれども。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えを申し上げます。

今、議員御指摘の不感地域等がそれぞれどういうところに存在しているかというのは、私も深くちょっと勉強をしておりますけれども、当然、おっしゃってあるのは中山間地の農地、林地、そのあたりでの不感地域が非常に多いということで、うちの立場からいえば、農業の振興を妨げるんじゃないかという御指摘だろうと私は感じたわけでございますけれども、確かにそういう不感地域がございます。そのあたりにつきましては、うちの農業振興の立場からすれば、やはりそういったもろもろが少しでも緩和することによって、例えば、そういう高齢者の方がお一人で農地へ行かれたり、作業をされた、そういう場合に、ややもすると今よりも少しずつでもなっていけば、やはり作業をされる方の作業安全性というか、そこら辺のところにつきましては凶られるんじゃないかと考えておりますので、私が不感地域をどうのこうのという立場ではございませんけれども、可能であれば、やはりそういったことが少しずつでも解消していくことによって、農業従事者の安全性は少しでも向上していくのではないかなと感じておるところでございます。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

林業の振興といいますよりも、もう議員御存じかと思いますが、実は林業は、特に危険な作業ということで、間伐をするにしても下刈りをするにしても、かなり危険で、けが、その

他そういうものが非常に農業に比べると大きいものがあると思います。

そういう中で、林業に関しましては、特に奥地ですね、山の中、それから谷の合間とか、そういった部分に入り込んで仕事をする関係で、ほとんどの場合が携帯が繋がらないというのが現状だと私は思っているところでございます。

そういう中で、どういう安全性を保っているかといいますと、山林労務に関しては班分けをして、グループで3名から4名で作業をしていますので、そういった部分では、あつてはいけませんけれども、例えば、けががあった場合は、ほかの人が携帯の入るところまで行って安全性を知らせるとか、けがの状況を知らせるとか、そういうことでやっておりますが、今後、なかなか山間部の奥地まで携帯が繋がるようにするというのは、かなり厳しいかなとは思っておりますけれども、そういうことでつながっていけば、そういった安全性とか、けがをしたときの通報等が早くできるというところは感じております。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

ありがとうございました。農業振興についても、後期基本計画の中で担い手をどうするかというのが一番初めに上がっております。

今、こういう若い人たちを農業に就労させるということに対して、携帯がやっぱり繋がらんと、これは非常に大きな支障になりやせんかなと。しょっちゅう携帯を触りながら、今、生活をしておる人が多い中でですね。

それから、今、林業振興課長から答弁がありましたけれども、厳しいだろうと、そういうふうに思わんでください。もう全域、不感地帯をなくすぐらいの、そういう気持ちを持っていただかないと、今、住宅がある、その地域の3カ所でもなかなか解消が難しい状況の中で、しっかりこれは、そこそこの思い、しっかりした熱意の中で訴えていかないと、それはもう現実性があると思います、簡単に解消する問題ではないと思いますけれども、八女市はどこに行っても携帯が繋がると、そういうやつを一つの売りにしてでも、大きな政策課題として打っていくべきではないかとも考えております。

今現在の不感地域として特定してある地域の解消のめどは何か立っておりますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

現状としては、中には世帯単位でフェムトセルという一つやり方がございまして、最寄りの電波受信の基地から光ファイバーで居宅の中まで引き込むということで個別に対応されているお宅はいらっしゃるようでございます。

やはり基本的に、現在の技術レベルというか一般的な技術として、やっぱり中継塔を立てて広くカバーするというやり方がまだ一般的であるようでございますので、これに地形であ

るとか、余り近い距離に似たような周波数の電波はつけてはいけないとか、免許、許認可の問題とか幾つか問題があるようでございますので、引き続き、やはり技術革新といったところも非常に待たれるところでございますので、国及び事業者とやっぱり積極的に情報交換しながら、一日でも早い解消に向けて取り組んでまいりたいと思っています。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

今の答弁では、日程的なめどはまだ立っていないという認識でよろしいですかね。

携帯電話も第1世代から、今、もう3.9世代ですかね、3.9Gという言われ方をしております。通信の速度も物すごく上がっております。それから、電送の容量が相当大量な電送ができるような仕組みに変わってきておまして、非常に便利にはなっておりますけれども、かえって便利になったために非常に高い周波数帯を今使うような技術的な仕組みになっておるようです。800から900メガヘルツぐらいであれば、回り込み電波が使えるということで、回折波を使いますので、アンテナの数そのものも割と少なく、基地局も少なくてもいいということでございますけれども、結局、今、2ギガ、あるいは3ギガタイプのヘルツ帯を使うと、どうしても直進波、電波の性質上、直接波、直進的に進むために、ちょっと山の影であるとか、中山間地でいうとそういう谷とか、そういうところに入りにくい状況になっています。逆に技術が進歩したために、そういう不感地帯がなかなか解消されないと、そういう基地局をあちこちに立てると不感地帯が解消できないという、そういう面もございます。

そういう中で、これは総務省の無線システム普及支援事業、もう当然、御存じだろうと思っておりますけれども、この施策の目的、携帯電話等エリア整備事業ということになってはいますが、目的が「携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域や現在の携帯電話システムの主流である3.9世代移動通信システム（LTE）以降のシステムが利用できない地域がある。それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、LTE以降のシステムの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。」とうたわれております。

施策の概要として、事業主体が地方自治体、基地局施設、それから対象は地理的に条件不利な地域、過疎、辺地、離島、半島などということになってはいますが、当然、これは御存じですよ。

○地域振興課長（平 武文君）

不感地域への補助事業としては理解しております。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

この事業の中で、総務省の報道資料等によりますと、中国電気通信局関係、ここに採択されておるのが非常に多いと思います。平成29年度携帯電話等エリア整備事業の補助金の交付決定ということで、これは今年8月14日付で中国総合通信局が出しておりますけれども、鳥取県若桜町、島根県の雲南市、広島県の廿日市市、また北広島町、山口県の下関市、補助率がそれぞれ地域の状況によって変わっておるようでございますけれども、基地局施設の設置費用として100世帯以上のところが国が2分の1、都道府県が5分の1、市町村が10分の3、100世帯未満で国が3分の2、都道府県が15分の2、市町村が5分の1、こういう仕組みというか事業があるようございますけれども、こういうやつを積極的に活用して解消していくということにはできないですかね。

○地域振興課長（平 武文君）

お答え申し上げます。

私もその資料は拝見して、事業については少し読ませていただいたんですけども、さきに申し上げました、いわゆる不感地域の定義の中に、やっぱり人々が暮らす集落という言葉がございましたので、もちろん集落で不感地帯というのは3つございますけれども、その他いわゆる集落が存在しないエリアでの活用というのは、まず、この資料を拝見した段階では、ちょっと難しいのかなというのが印象でございます。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

集落がないと、どうもいけないということ、適用が難しいということだろうと思っておりますけれども、もうとりあえず今、3カ所、市として確認してある地域があるわけですよ、まだ解消できていない地域。そこだけでも早く解消するようにやってもらいたいと思います。

それから、これは徳島県の上勝町に今年6月に葉っぱビジネスについて調査に行っていました。

ここは御存じのように、高齢者がパソコンだのタブレットを使いながら、いろどろ事業を支えておられます。今、生産農家が180戸、視察した当時の世帯数が803戸、そのうちの180戸がこのいろどろ事業に取り組んでおられるわけですが、そこで売上高が今260,000千円。この株式会社いろどろで説明を受けたときに、一番気になっておった点ですけども、不感地域があるのかなのかという質問をしました。ここも地域が、大体海拔400メートルから1,000メートルぐらいの地域ですね。映画化もされましたし、メディアでも相当取り上げてありましたので御存じだろうと思っておりますけれども、ちょうど八女市でいうと矢部村のような状況かなと感じて帰ってきたわけですが、ここで不感地帯はないという答えでございました。こういうところが、どういう仕組みでそういう不感地帯を解消してあるかという、そこまで時間がなかったため質問できませんでしたが、こういう地域のまず事例

がありますので、これを調べていただいて、どういう工夫で不感地域を解消されておられるのか調べてみる必要があるのじゃないかと思います。

徳島県はもともとICTに関しては非常に先見的な県で、非常にアナログからデジタルにテレビ放送が変わったときの危機感から、県を挙げて情報通信の仕組みが構築されておりますので、そこら辺も含めて調査をしていただきたいと思いますけれども、いかがですかね。

○地域振興課長（平 武文君）

お答え申し上げます。

上勝町について、ちょっと地形等を含めて、状況を詳細に把握しておりませんので、お答えできませんが、全国の事例を調査いたしますと、例えば、有害鳥獣からの被害、イノシシ対策とかですね、例えば農産物の育成管理、こういったところでこういう通信技術でありますとかIT、こういったのを活用されている事例はあるようでございます。

しかしながら、これは国にも問い合わせいたしました、そういったところの汎用的な技術がどこでも使えるようなレベルまで広がっているのかという質問をしたわけでございますけれども、やはり基本的には、まず基地局、1基整備するのに20,000千円から30,000千円、そして電波が届かないところは伝送路もあわせて整備してというところで、大変やっぱりコストがかかる状態には変わりはないようでございます。ただ、コストさえ見合えば取り組む価値は十分あると思いますので、やはり頻りに事業者並びに国との情報交換をして、やはり技術革新というものを、きちんと最先端のものを入手しながら、そういった実行性、現実性というものを確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（堤 康幸君）

八女市の発展のためには、この不感地域がなくなるというのは、これはもう必須条件だろうと思っています。まして、先ほども言いましたけれども、農業、林業の振興を継続的に、あと後継者を育成しながら、しっかり稼ぐ中山間地に変えていくためには、多分こういうことは一つの大きな前提条件だろうと思っていますので、今後とも全力で取り組んでいただいて、とりあえずこの3地域の不感を解消していただきますようお願いをいたしたいと思います。

続きまして、道路愛護に対する支援策の考え方ということでお尋ねをいたします。

平成27年度より実施されております道路河川愛護報奨金交付要綱、非常にありがたい制度をつくっていただきまして、これはもう本当に感謝をしているところでございます。

この件に関しましても、平成28年3月議会でお尋ねをいたしました。まだできたばかりの制度ということで、先ほど市長職務代理者副市長の答弁にもありましたように検証をすると、もう少し様子を見させてくれというのが当時の市長の答弁だったと思います。

この金額の上限が設けられているわけですね。条文でいうと、第4条の2項ですかね。

この見直しをしていただくと非常に、さらにいい制度になると思っておりますけれども、こちら辺の見解をお伺いしたいと思います。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

議員申されましたように、この制度につきましては平成27年度から運用しております。今年度がちょうど3年目になりますので、前回の議会の中でも御質問いただいて、現在、始まったばかりということで答弁をさせていただいたと思います。

今年度につきましては、4月早々に市長を含めた担当の会議を行いまして、2年間の問題点なり、どういう課題があるのか行ってきたところでございます。

そういった中で、基本的には50千円という限度額がございますけれども、申請の範囲が50千円以下の行政区と、それから50千円を超えた行政区、それぞれございましたけれども、各地域で道路愛護の内容も異なってくるということで、申請の偏りも見られました。

そういった中で、数回の会議を重ねまして、先ほど市長職務代理者副市長も申しましたように、今年度中に見直すということで進めてまいりましたので、限度額の見直しも含めて現在検討しておりますので、平成30年度から改定できるように現在進めておりますので、平成30年度からはもうちょっといい制度になるように検討しておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○4番（堤 康幸君）

この道路愛護というのは、やっぱり自分たちが日常的に使う道路を、いかに安全に安心して使えるかということで、いわゆる奉仕ボランティアですよね、それでもう長年やっております、私も、もう18歳からずっと道路愛護は出役をしておりますので、事情はようわかっております。道路改良がなされたために、かなり私らが道路愛護に参加を始めたころと状況は変わっております。

それと、地域差が物すごくあると思うとですね。当然、中山間地域とこちらの市中心部のほうの状況はですね。

こういう資料面に関しては、何回もこういうところで申し述べておるとは思いますけれども、一番わかりやすい私の地元ですけれども、串毛地区の道路愛護の実勢報告書というのを、自治運営協議会の事務局長から預かってまいりました。これは7行政区、今、串毛地区にありますけれども、下名区が1万5,950メートル、これ年2回。中名が、もう市道のみですけれども、4,900メートル、県道まで含めると5,700メートル。これは1回の施業です。上名区、8,200メートル。鹿子生が1万5,600メートル、下田代が8,500メートル、中田代が1万2,000メートル、上田代が8,000メートル。こういう施業を少ない世帯数、少ない人数、また、かなりもう皆さん高齢化をしてきておりますけれども、頑張ってください。

これは当然のことだろうとは思いますが、自分たちが使う道路を自分たちで手入れするというのは、もう私らは習慣というか慣習化しておりますので、別に何の違和感もありませんけれども、今、そういうふうで、ちょっと高齢化も進んでおりますし、それから、状況が物すごく変わってきたと。特に山間地の場合は、路肩だけ整備すれば済むという道路じゃないですよね。のり面をどちらか、下か上か、のり面を必ずやらにゃいかんし、それに、また陰切りがまたついて回ります。

私も、平成22年から4年間、鹿子生区の行政区をしていただいておりますので、一番苦労したのは、やっぱりその点です。陰切りをどうするかと。また学校のほうからスクールバスが運行するところの陰切りは、バスの安全通行上、ぜひ積極的にやってくださいという要望も来ておりました。前というか以前は雑木あたりは全て燃料にしておりましたので、今のよう状況にはなっていなかったわけですね。それが、もう今、ほとんど化石燃料に変わる、また電気を使ったりして、まき燃料というのはごく一部のまきストーブあたりを使ってある方、一部の状況の中で、どんどんと雑木が道の上に覆いかぶさってくる。当然、それは災害にもつながりますし、ことし10月に台風が2つ、宮崎の沖合いでありますけど、通りました。ほとんど実害はなかったと、あんまり風も吹かんじゃったという方が多い中に、県道吹春本分線では、杉が1本倒木しております、台風21号のときに。いつ倒れてもいいちゅうか、いつ倒れてもおかしくないような木がいっぱいあるとですね。

そういう中で、鹿子生区では、ずっと自治総合センターの助成事業に、1年目はバックホーを申請しましたけれども、平成23年度だったと思いますけれども、人が乗って動かす機械は対象にならないということで、ちょっと門前払いを受けまして、2年目から後ろから人がついていく除雪機の申請をしておりましたけど、これもずっと通らずにございましたけれども、おかげさまで今年度、樹木粉碎機を承認していただいて、10月22日に初めて、今年度使用をさせていただきました。これは何のためにかというと、陰切りした枝の処理のためで、バックホーにしても、除雪機、これは路肩を整備するためにとということをお願いしておったわけですが、今回、陰切りをすると必ず枝が出ますけれども、なかなかこの処理が難しいと。今回こういう粉碎機をいただきましたので、計画的な陰切りがずっと進んでいくのかなと、それはもう区民の協力のもとにとということをごさいますけれども。

この限度額を上げていただきたいというのは、機械を使ってできるだけ安全に、そういう作業が可能になるようにという思いがあります。先ほど課長のほうから限度額も含めて見直しをするということをごさいました。

平成27年度の支払い状況から、ちょっと資料をいただきましたので、昨年、一昨年の方ですけれども、ちょっと試算をしてみました。

186行政区のうち119行政区に交付をされております。50千円未満が44行政区、50千円以上

が75行政区。これを本当に概算ですが、この年の執行額が5,023,963円。75行政区が50千円ですので、3,750千円を引きますと1,273,963円が50千円未満の行政区に交付された金額ということになります。

この50千円以上のところの内訳をくくりでいただいておりますので、50千円から60千円が47、60千円から70千円が11、70千円から80千円が8、80千円から90千円が4、90千円台が1、130千円台が3、180千円台が1。これをこの中で最高に支払ったと、50千円から60千円を60千円として47行政区で計算しますと、これをそれぞれ90千円以上の90千円台は99,999円ということで計算をしまして、5,299,995円と。これに50千円未満の1,273,963円を足して仮算定した5,299,995円を足しても6,573,958円。10,000千円予算立てしていただいておりますので、十分予算内で執行が可能と思います。

昨年は7,000千円に減額されておりましたけれども、決算は5,443,808円ということで、やっぱり執行残が出ております。また、今年度は10,000千円の予算を計上していただいておりますので、ぜひこういうところも考えて新たな財源、せつかく予算化していただいておりますので、十分この予算がそういう意味で暮らしの安全・安心に資するように、またこの道路愛護が持続的にできるための一つの市の支援策として、ぜひそういう部分も含めたところで見直しをお願いしたいと思いますけれども、見解をお願いします。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃっていただきましたように、平成27年度の実績なり申請額をもとに私どものほうでも同じ計算を行ってみました。平成28年度分につきましても、同じような計算を行ったところがございます。なおかつ今年度分につきましても、見込みという形で数字を出しております。なおかつ平成28年度の実績につきましても、必要な経費を全て申請された団体と、50千円以下だから50千円以下しか申請されなかった団体と、いろんな団体があるみたいでしたので、今年度については全て実績で申請をしてもらうようお願いしております。

先ほど言いました、試算の中でも計算しましたところ、来年度の見込みも立てたところがございますけれども、予算も含めて原課といたしましては一定の数字は引っ張り出したところがございます。今後につきましては、平成30年度の当初予算に向けまして、そこら辺の制度の変更も含めて対応していきたいということで考えております。

○4番（堤 康幸君）

自分たちの使う道路は自分たちで手入れをすると、こういう趣旨で、それが持続できるように、ぜひともそこら辺の見直し、今まで周知不足とかあったと、そこら辺も含めてできたばかりの制度で、ちょっと時間をくれという前からの答弁でございましたので、もう3年たちますので、ぜひ来年度から、また、ましてこれは申請主義でございますので、別にあん

まり規制をかける必要はなかろうと思います。実際使った分にしか交付がなされんということであれば、できるだけ気持ちよくとまでは言いませんけれども、スムーズに、円滑に地域の道路愛護活動ができるように、ぜひともお願いしたいと思っておりますので、この件に関して終わりたいと思います。

それから、最後ですが、「八女ふる里学」活用の授業について、農業についての指導方法はということでお伺いをいたします。

11月5日、八女市教育の日の発表を見させていただきました。矢部小学校、それから福島小学校ですかね、ふる里学の中で授業が進められた部分、しっかり発表に出していただいて、本当に感銘を受けたわけでございます。

この仕組みについて、もうかなり評価を十分にいたしておりますけれども、1点だけ、これは八女市でこういうこと、本来なら市民の負託を受けてここに出ておる以上、皆さんの意見を聞いた上で質問をするべきと思いましたが、これは極めて私の個人的な意見になるかもしれませんが、「八女ふる里学」6ページ、山の多い地域での土地利用の様子、立花地域ということでミカン栽培の画像と説明が載っております。シートマルチ栽培ということで説明がなされておりますけれども、一つの品質向上のための一技術をあえてここに取り上げられた理由をお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（藤木春美君）

お答えいたします。

議員お尋ねの件で、シートマルチ栽培についてでございますけれども、この件につきましては、平成25年から編集を始めまして、編集に当たっては農家の方や事業者の方にお話をお伺いして、一つの栽培の工夫の事例として掲載しておるということでございます。

○4番（堤 康幸君）

生産者に聞いて事例として出したと。小学校3年生、4年生ですよ、ここを学習する対象は。

私は、ミカン栽培にかかわりを持って50年になります。九州地域の各産地で生産者の相談を受けるようになって35年。この件に対しての説明が一番難しい、物すごく悩ましい説明をやらにゃいかん部分なんです。多分、今、普及センターやJAあたりに問い合わせをされると当然のように出てくる可能性があるとは思っております。

ただ、これはいわば品質を上げるための一つの手段ですよ。必然性はない。イチゴのハウス栽培も収穫が始まっておりますけれども、来年5月ぐらいまで収穫が続きます。この栽培でビニールをかけるというのは必然ですよ、ビニールで被覆しないと栽培が成り立たないわけですから。

このミカン栽培の中で、このシートマルチというのは、なくても栽培は成り立つわけですよ。

が、私は3月の一般質問でも気候変動で八女地域が温州ミカンの栽培には非常に、九州の中でも、もう特に適地化しているのではないかということで、ここでお伺いをした経緯があります。

ぜひ、今の子どもたちの中から将来、八女地域の農業を背負って立ってくれる人が多数出てくることを願っております。画像も入っておりますし、これは、私は子どもの教育の専門家ではありませんので、わかりませんが、一つの刷り込みにつながりませんか。初めてこういうやつを見ると、ああ、ミカンはこういうふうにしてつくらにゃいかんのかなという思い込みにつながりはしないかと、これは物すごい老婆心ですけども、心配をします。

技術的な面をここで話すわけにはいきませんので、恐らく答弁もできないと思いますのでやりませんが、必然性のない栽培の、こういう写真入りで載せるというのはどういう——ただ生産者から聞いたやつを載せたと。教育に使う副読本ですので、そこら辺はもうちょっと慎重に判断をすべきではなかったのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育次長（永溝弘幸君）

お答えをいたします。

議員御指摘のように、大体小学校3年生の学習内容で、学習内容的に教科としては3年生の社会科の中で私たちの市の様子ということで一つの資料としてふる里学のページを使っているところが主で、あと地元の学校では自分のところの作物の自慢をしようとか、そういう形で総合的な学習の時間で扱っているところが3校ほどという状況です。

資料として扱った場合とかに、議員御指摘の部分も刷り込みと言われたらば、ちょっと確かな返答はできないけど、そんなにも知識が初めて見るものだから、そういうもの、白いカバーが下のほうに敷いてあるという印象を植えつけかねない部分は確かにあるのかなと思います。

そういった部分で、このふる里学は編集から含めて5年目です。実際に活用を始めて3年が経過をしようとしておりますので、教育長の答弁の中にもありましたけど、八女市を愛し、ふるさとに誇りを持つ子どもの育成という部分では、中核的な学習内容だと捉えております。そういった部分で、さらにこのふる里学の活用、それから内容の充実という部分を図っていく上で、活用状況の把握であったり、それから記載内容への御意見等もまた伺っていきながら、スケジュールはまだ定かではありませんけど、数年後には改訂という形で持っていきたいと思っておりますので、その際の貴重な御意見ということで今後に生かさせていただけたらと思っております。

以上です。

○4番（堤 康幸君）

教育次長から取りまとめたような答弁いただきましたので、もう何も言えんのかなと思っておりますけれども、今、地域の様子、市の様子ということでいうと、多分、これは何の問題もないのかなと、ほとんどの畑でこういうシートマルチを引っ張って栽培をされておる畑が八女地域では多いのだろうと。

共販率が物すごく高いために、どうしてもJAの仕組みの中で、そこの中に栽培も組み込まれて、この技術的な面が今、これは何かブランド化したような売り方もしてあります。熊本県に行くと、共販率は物すごく低いですよ。個人出荷、個人で市場に出したり、業者、あるいは問屋さんへ直接。個人出荷者はほとんどやらんですよ。なぜかと、経営にプラスにならないから。この地域では、そういう個人で販売する人は非常に少ないために、例えば、こういう質問自体が場合によっては市民から違和感持って受け入れられる可能性はあると私も覚悟しておりますけれども、少なくとも本質でないということは理解していただけたと思います。必ずやらにゃいかん作業じゃないわけですよ。ここにも書いてありますように、「雨水など余分な水分がミカンへ行き届かず、甘みがよりふえるのです」と。余分な水分というのは、毎年余分な水分が出るかどうかというのはわからんわけですよ。その必要な時期、ミカンの生育の位相の中でどれくらいの水分が必要かというのは、その時期その時期、毎年違いますから。これを画一的にやると、これはあくまでも技術的な一つの品質向上の手段、そういう状況に、もし天候その他があった場合に、こういう手段で少し排水をかけて味を調べていくと。そういうことは否定をしませんけど、初めからマルチありきという栽培は、これは本質じゃないと思っています。

改訂も視野に入っておるということでございますので、私の意見は物すごく少数意見だろうとは思いますが、ぜひとも今後の八女地域のミカン、特に私は串毛地域でございすけれども、もともとのミカンの大産地でございます。昭和50年からのミカン不況で生産量がかなり落ち込んでおりますし、今、生産者もかなり減っております。耕作放棄地もできています。そこをもう一回、秋にはオレンジ色に染める地域にしたいと一生懸命思っております。

そういう中で、後を引き受けてくれる、後を担ってくれる将来のミカン栽培者に必要と思われない情報は入れないほうがいいと考えておりますので、これはあくまでも生産者向けの教本であったら何も言いません、自己判断で自分の経営の中で判断していただければいい。ただ、これは教育に使う、学校で使う大事な副読本でございすので、その点、こういう現業の扱いには極めて慎重にお願いしたいということを申し上げたいと思います。もう一回、御答弁をお願いします。

○教育次長（永溝弘幸君）

貴重な御示唆、ありがとうございます。先ほど申しましたように、御意見等をまたいただ

きながら、まだほかの部分も含めまして改訂のほうに取り組んでいきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○4番（堤 康幸君）

平成27年にいただいておりましたので、本来ならもう少し早目に指摘をするべきだったと思いますけれども、実は2年近く悩んでおりました、これをどうするかというので。一応、立ち話的に前課長には話をした経緯がございますけれども、改訂版も考えるということでございましたので、ぜひとも子どもがこういう面に変な印象を受けずに大きく伸びやかに育て、八女市の農業を担ってくれる子どもたちがたくさん出ることを祈念申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

4番堤康幸議員の質問を終わります。

午後2時30分まで休憩します。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

6番小川栄一議員の質問を許します。

○6番（小川栄一君）

6番小川栄一です。本日通告しておりますのは、1つ、地域医療構想について、それから2つ目が補助金についての2つであります。

まず、地域医療構想についてですけれども、これはもう何度もこの席で質問に出してまいりましたけれども、なかなか先に進んでいる様子がありませんので少し心配になっております。

というのも、先日、郵便物を見ましたら、表の封筒に「介護保険被保険者証在中」というのが来ました。おふくろのだろうと思ってしばらくほっておきましたら、よく見たら私宛てでありまして、慌てて中を開いたら、おたくはもう65ですから、被保険者証をお送りしますという内容だったわけですね。まさに私たちの世代が、もうそういう世代に入っております。介護を頭に置くときに来ました。

いわゆる団塊の世代、この議場にも何人かいらっしゃいますけれども、私は団塊の世代よりは若干下ではあります。でありますけれども、相当人間が多い世代ではありますので、65ですから、5年先、10年先、生きていくかどうかわかりませんが、15年先、20年先、どういうふうに行くのかなというのはやっぱり切々と迫ってくるようになりました、被保険者証をいただきましたので。それも含めて、きょうは少し具体的なところを含めてお尋ねしたいと

思っております。

それから、公立病院の件、ここに上げておりますけれども、当然これから先の地域医療の中核になってもらわなきゃいけない病院だと思いますけれども、先日、広川町がもう民営化がいいだろうという見解を述べました。そしてまた、あろうことか大々的に某新聞が取り上げて、中を読んでみますと、若干違った数字なども上げてありましたので、非常にちょっとおかしいなと思いつつ、それでもやっぱり市民に対する影響は非常に大きなものがありまして、ここで話をするのをはばかるようなうわさがる流れております。これもやっぱり市民のいわゆる公立病院に対する心配なども、そろそろ消してあげなきゃいけない時期がもう来ているのではないかと思いますので、きょうこの件も少しはお尋ねをしたいと思っております。

それから、補助金についてですけれども、後ほど御答弁を聞いてからにしようと思っておりますが、いわゆる予算書から引っ張り出した数字だけを見ても相当の金額ですね。その相当というのは何十億という数字になるのではないかと思います。これは後ほどしっかりと正確な数字をお聞きしてからにしますけれども、それだけのお金が相当な団体に対して交付をされております。この補助金がどの程度の効果を上げているのか、そのあたりをぜひお尋ねしたいと思っております。

あとは御答弁をお聞きしてから後、質問席のほうから順次お尋ねしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

6番小川栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

1、地域医療構想について、(1)地域包括ケアシステムと医療機関との連携の現状と今後の構想はという質問でございます。

八女市における地域包括ケアシステムは、日常生活圏域を単位とした構築を目指しています。高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるための地域包括ケアシステムを築く上では、医療や介護といった共助の資源、サービスは欠かすことができません。現在、八女市内には55の一般診療所がございます。人口に対する施設の数是全国平均を上回っておりますが、日常生活圏域ごとに見ますと、ゼロ圏域はないものの、地域差が生じている現状がございます。現在、在宅医療・介護連携推進事業を八女筑後医師会と連携を進めており、医療の分野においては訪問診療など広域的な在宅医療の方策について、他職種による協議会を設置し、検討することとしています。また、東部圏域においては、日常生活圏域ケア会議に圏域内医療機関の参加を得ながら情報の共有と連携を図り、地域における医療と介護の関係機関が包括的かつ継続的に在宅医療と介護サービスを切れ目なく提供できる体制を目指してまいります。

次に、(2)公立病院の今後の位置づけはという質問でございます。

公立八女総合病院は、地域医療の中心拠点として長年にわたり住民の生命を守る医療の提供を担ってまいりました。今後、医療の状況が変化する中でどう充実させていくのか、中山間地域の医療をどのようにしていくのか、地域に必要な医療のうち、採算面からどうしても民間では行えない部分をどうするのか、久留米大学からの統合の問題、福岡県地域医療構想の今後の動向等、さまざまな課題について協議を重ね、単独か統合か民間移譲かなどの調査研究を行っているところでございます。

次に、2、補助金（団体への）について、(1)交付する団体と金額の決め方はという質問でございます。

本市における補助金の交付の申請決定等に関する事項、その他補助金に係る予算の執行に関する基本的事項については、八女市補助金交付規則や各補助金交付規則等に基づき予算の執行の適正化を図っております。また、補助金の交付については、事業の効果性、団体等の適格性、補助対象経費の明確性、補助金の適正化などの判断基準に基づき実施いたしております。

(2)交付している団体へ指導・管理の現状はという質問でございます。

補助金を受けたものは、八女市補助金交付規則等に基づき、補助事業が完了したときは直ちに当該補助金等に係る実績について報告をするようになっており、補助金を交付した担当部署において、その報告の確認を行っているところでございます。

以上、答弁いたします。

○6番（小川栄一君）

余り制度の大きなところから話をすると、またどこに行ってしまうかわかりませんので、少し具体的な話ですけれども、私の母もよく病院に行って診察を受けるわけですけれども、こういう話を聞くことがあります。病院の待合室でいろんな人と会うのが楽しみだと。これはこれでいいと思いますが、その中で、これ笑い話なのか皮肉なのかわかりませんが、「あら、きょうは小川さん来ちゃなかね。どうせらしやったやろうか。どこか悪かとかやなかろうか」という話が病院の待合室で出るということですので、非常に笑いを誘うとともに、ちょっとびっくりもするんですけれども。

この話の中から1つ、きょう病院に見えていないけれども、どこかぐあいが悪いんじゃないかという話なんですけど、先日、厚生常任委員会で矢部のほうの施設の視察に参りましたときに、矢部の診療所も寄らせていただきました。その院長先生ともちょっとお話をさしあげたんですけれども、僻地医療を志して見えた先生だということで非常に頑張っているらしいということなんですけど、こういういわゆる僻地の診療所は、患者さんを待っておくだけではなくて、こちらから出ていってでも治療をする必要があるのではないかというこ

ともおっしゃいました。先ほどの三角議員の質問の中にも保健師さんの配置とか看護師さんのこととかいろいろ出てきましたけれども、交通手段のことも先ほど出たと思いますけれども、ぐあいが悪いけれども、病院に行くことができないような状況の方がやはりふえてくるんだろうと思います。こういう中で、地元の医療機関と行政が進めている地域包括ケアシステム、どこかできっちりと手を結んで、そういう方たちにもしっかりと医療を受けられる体制をつくるのが大きな課題だと思いますが、このあたりの御認識と、それから、もしそういうことを認識しているんだと、これから先、どういう形でやらなきゃいけないと思っているんだという御計画があればお聞かせください。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

地域包括ケアシステムといいますのは、基本的に住みなれた地域で安心して医療、介護、あるいは予防、生活支援を一体的に提供するためのシステムづくりということでございます。その中で医療、介護の連携というのは物すごく大きなウエートを占めるかと思っております。今、医師会で協議をいただいておりますのは、在宅医療介護の連携ということで協議をいただいているところでございます。県が主導して在宅医療連携拠点事業ということで、今、医師会の中に整備室をつくっていただいて、医療側から何ができるかということを含めて協議をいただいているところでございます。

少し具体的に申し上げますと、例えば、在宅医療といいますと訪問診療がメインになってくる事業でございますので、もちろん訪問診療経験のあるお医者さんと、そうでないお医者さんが市内においででございますので、一緒に同行して、そういう経験のないお医者さんを育成していく、そういうことも今までに取り組んできていただいているところでございます。

それから、例えば入院して退院をされるときに、ただ自宅に帰すのではなくて、介護保険といかに連携をさせていくかというマニュアルづくり、それと、在宅医療をする上での最低限の医療器具をどうするかということ、そういうことを含めて、今、八女筑後医師会の中で医療機器を買いそろえて、それぞれの診療所に貸し出しをしたり、あるいはそれを管理したりする体制づくりをどうするかということを含めて今協議いただいているところでございます。ですので、これがしっかりと稼働し始めれば訪問診療がかなり今よりも充実してくるんじゃないかと認識をいたしております。

○6番（小川栄一君）

方向としてはそういう方向に行くだろうと思いますが、今のお話を聞いていますと、協議中ということですので、まだこれから先どうなるかわからないという状態でしょうが、どうなんですか、先ほどちょっとお話ししましたが、本当にもう待たなしの時期ですよ。5年先、10年先と言わずに、もう1年先、2年先どうなるか。まさに私たちの親世代が

そういう介護保険被保険者証をいただくぐらいの年齢になってきております。本当に先々のことを考えると、親はまだ存命ではありますけれども、親も含めての話になりますけど、もう一日も早くやることが必要だと思いますが、例えば、現時点で在宅医療に取り組んでいらっしゃる医療機関が市内にありますか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

済みません。ちょっとそこまでは、今現在、手元に資料がございませんので、この場でお答えすることができません。申しわけございません。

○6番（小川栄一君）

私たちが小さいころは個人の病院の先生たち、いわゆる往診という言い方で、午前中病院を開いて、午後からは往診ですよ。午後からは診療所、病院にいませんので、そのつもりで病院にかかってくださいということがよくありました。毎日ではなかったですけども。そういう形で、もうそれこそ何十年も前から、いわゆる今で言う在宅医療に近いものが進められていたわけですから、それほど難しい話ではないような気が実はしているんですね。先ほどの答弁の中にありましたけど、八女地区は幸い医療機関が非常に多くて、人口に比して全国レベルを非常に超えたぐらいの病院の先生がいらっしゃいます。そういう先生方との協議中とはいうものの、例えば、ここにそういう先生方がいらっしゃれば少しずつでも前に進むのではないかと思います。そういう市からのお誘いとかお願いとか、そういう形はとれませんか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

独自に動くということですが、今、医師会のほうで平成30年度から在宅医療介護連携の課題の抽出等を含めて、この平成30年度1年間で取りまとめをいただくことになっております。その中で、やはりできることからやっていけませんかと、あるいはそういう個別な対応で医師会のほうと協議が進めばそういうことも可能になってくるのではないかと思います。今はあくまでも医師会の意向に沿って進めておりますので、この場でちょっとそういうことを確定できるような答弁ができないことをお許しいただきたいと思っております。

○6番（小川栄一君）

そこで、2つほどあるんですが、1つは、三角議員が先ほど一般質問の中で保健師さんの配置の件で質問されたと思いますが、例えば、医療従事者として保健師、それから看護師いらっしゃるわけですけども、今、各支所にケアの拠点をつくっていらっしゃるということですが、そこがこれから先、当然そういう形になるのであれば、少し先取りしてでも保健師さんを配置して、看護師と協力をして、そこから各地域のそういうひとり暮らしのお年寄りの方ですね、病院に出てくることがなかなか大変な地区にいらっしゃる方とか、そういうところに医師が行くわけではないのでいろいろとレベルはあるでしょうけれども、そういう形

での訪問看護はシステムの中でできるのではないかと思います、そのあたりはいかがでしょうか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

今、生活支援コーディネーターを各地区に配置して、地域の課題等について調査をしているところでございます。その中で、今どういうことをやっているかと申し上げますと、今市内にそれぞれ散らばって、例えば、病院に行くときにどういう手段で行っているかというのを細かく調査したり、あるいは生活支援物資をどういう形で入手しているとか、そういう細かいことについて調査を行っているところでございます。その中で、地域の課題として、そういう病院に対する新たな課題等も出てくるかと思っておりますので、その中で今後協議なりをして充実させていけたらとは思っているところでございます。

○6番（小川栄一君）

保健師さんを今本庁に19名集中的に配置されている。そういう中での話なんですけど、例えば、矢部に行かれるときは時間内に移動をしていらっしゃるんですか。要するに、矢部で何かそういう事案が出たときには、本庁から車で1時間ぐらいかかるとは思いますけど、出ていかれて事案を処理されて、また本庁に戻ってくると。行き帰り2時間ほどありますよね。そういう中での動きを今してあるということでもいいですか、理解は、いいですか。であれば、ちょっと非常に営業的な感覚で申しわけないんですけども、確かに行き帰りも含めて仕事だと言ってしまうまでですが、もう朝の段階で各支所のセンターにいらっしゃれば、そこから出ていけばいいわけですから、そういういわゆる行き帰りの時間が相当生かされるんじゃないかと思いますが、先ほど人事課長が配置上の問題をいろいろと述べられましたけれども、それはそれとして、実際的な問題として、そういう方がいらっしゃる地域があるわけですから、どうでしょうかね、もうこの際、各支所に保健師さん、看護師さん配置して、そこからどんどん出ていっていろんな処理をするということはそんなに難しい話ではないと思いますが、どうですか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

各地区につきましては、昨年からは地域包括支援センターをそれぞれの生活圏域に配置したということですが、各センターごとに保健師を最低1名、それから、社会福祉士、看護師等を含めて配置しております。いろいろ課題が発生するというのは、それぞれのまず地域包括支援センターのほうに情報として入ってきて、それが例えばそのセンターで解決できなかったものについては小地域ケア会議ということで、該当者とその御家族、あるいはお医者さんだったり、保健師だったりということで、ちょっとした拡大会議を行います。その中で、必要になったときはこちらも出向いていたりとか、そういう体制を連携をとりながら進めているところでございます。

ただ、この地域包括ケアシステムがきちんとでき上がった暁には、例えば、保健師はこういうところに配置したほうがいいのか、そういう体制の中で、もしかしたら違った判断が出てくるかもしれませんが、今の段階ではこういう集中的に配置して、必要に応じて社会福祉士と保健師と一緒に出かけるとか、いろんなさまざまな課題がございますので、それに合わせて臨機応変に動けたほうが今の政策上、都合がいいということで考えております。

○6番（小川栄一君）

そしたら、拠点には保健師と看護師さんはもう配置済みだと、その方たちがその地域のことはもう回っていらっしゃるということですね。そしてさらに、そこで解決ができないような事案が出たときに、本庁から出ていって解決をするという考え方でいいわけですか。そしたら、本庁にいらっしゃる19名の方、日常的にどういう動きをされていますか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

介護長寿課には、その19名のうち5名の保健師がおります。今現在、保健師の業務といたしましては、介護予防事業、筋力トレーニングとか、あるいはげんき脳講座だったり、そういう企画業務を含めて進めているところでございますので、なかなか保健業務だけに携われる状況にはございません。ですので、そういう地域包括支援センターの保健師と連携をとりながら、市内全体を網羅しているという状況でございます。

○6番（小川栄一君）

先ほど地元の医師会との話が進まない、なかなか在宅医療が手がつけられないということだと思いますけれども、例えば、先ほどお話ししました矢部の診療所ですね、ここは県からの派遣という形の診療所ですよ。であれば、今いらっしゃる先生も非常に僻地医療に対して意欲を持った方、自治医科大を出てこちらに来たということでしたけれども、僻地医療に対して意欲を持っていらっしゃる先生が現にいらっしゃるわけですから、例えば、もし地元の医師会との話の中にどういう形で診療所が入っていらっしゃるかわかりませんが、そこを先行的に八女市として在宅医療、その先生にいろんな形でお願いをして、矢部地区だけでも先に進めるという方法はあると思いますが、いかがでしょうかね。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

今のお考えの件につきましては、これから新年度医師会との委託業務を結んでいく中で、そういうことも含めて可能かどうかということを確認しながら進めていきたいと思っております。

○6番（小川栄一君）

済みません。確認ですけど、診療所の先生は医師会に入っているわけですか。入っている。ということは、医師会のメンバーだから、その中での話にやっぱり当然制約を受けるということですね。そう理解してよろしいですか。県からの派遣の医師では

あるけれども、八女市の医師会に入っている先生ということで、八女市の医師会との話が進まない、そことだけの話では在宅医療が進められないという理解でよろしいですか。はい、わかりました。

当然地元の医療機関との連携が大事ですし、これから先いろいろと問題があると思いますけれども、ぜひ進めていただいて、先ほどバスのこととかタクシーのこととか出ましたけど、それを使ってでも病院に来られないのであれば、もうこちらから行くしかないんじゃないかと思っているんですね。だから、どんどんそういうネットを広げて、そういう遠くにいらっしゃる方は特に、そういうところまで手の届くような医療体制にぜひしていただきたいなと思います。これはこれで終わります。

公立八女総合病院の件なんですけれども、先ほど今協議中ということで、私たち議会も検討委員会をつくって今検討をやっているところです。それから、執行部のほうも検討委員会をつくってやっていらっしゃるというので、それぞれの意見を持ち寄りながら、最終的には合議をして、最後は市長が決めるということになるんですかね、最終的にはですね。

そういう中で、きょうこの問題をここで出させてもらった意味は、先ほどちょっと述べましたけど、広川町の出方が、もう民営でいいよと言ってしまわれましたよね。それに対する市民のいろんな不安とか憶測とか、非常に耳を疑うようなうわさまで流れておる状況で、こういうことを聞いたよとここでまた話をすればますます物議を醸すことになりまして、誤解を招きますので、もうここではもちろん言いませんが、そのことが市民に対して相当大きな波紋を投げかけている、影響を与えているということは、これは市長も含めて御理解をいただいているんですかね。いかがでしょうか。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

公立病院につきましては、御存じのとおり、いわば一部事務組合的な存在でございまして、八女市と広川町で運営をいたしているような状況でございます。広川町のほうがああいった形で、今言われたとおり、民間のほうに譲渡するという形で決められてありますので、八女市はどうするんだということで、私たちのほうにもいろんな形で来ているところは承知をいたしておりまして、市長もそのことについては十分承知をいたしております。したがって、八女市のほうについてはまだ方針を今出しておりませんが、今その内容について、先ほど言われたとおり、実際、検討委員会を立ち上げながら、その中で議論をしているという状況でございます。

市長と私もよくこの問題について、今、市長は病氣療養中でございますけれども、御自宅のほうに訪問する機会がございまして、その中でもよく公立病院の話をちょっとするわけでございますけれども、市長も非常にこの問題は重要な案件だということで十分認識をして

あります。市長と私が話をする中では、市長は公立病院の議会の議員でございますから、随分この問題については病院のほうの議会の中でも議論してある。しかし、私たちは実質的にはことしの夏少し前ぐらいから議論したということで、私と市長の間にも少しこの問題に対する認識のずれはあるかもしれませんが、いずれにしても、我々もこの公立病院の問題については今議論をしながら、どういった形が一番いいのかというところについて今議論を始めたところでございます。

市長もこの問題については、広川はああいった形で結論を出しておられるけれども、いつまでもゆっくりというわけにはいかないけれども、早く結論を出さなくちゃいけないと。しかし、そう簡単に結論が出る問題ではないよと、これほど。それについては、やはり市民の理解も十分得なくちゃならないということがございます。やはり広川と八女の地理的なこともございますし、やはり八女は八女として過疎地域も十分抱えておりますので、そういった中で、この公立病院についてはどういった位置づけでいくんだと、八女市の医療をどういった形で守っていくんだと、そこの中に公立病院の位置づけはどうなんだと、そういった中で、公立病院以外の医療機関はどう公立病院との関係があるんだとか、そういったところ、また、県の医療構想ですね、こういった動きも十分ありますので、そういった中で、どういった方法が一番いいのかということについて今議論をいたしておる状況でございます。

○6番（小川栄一君）

広川との件なんですけど、一部事務組合という言葉が出ましたけど、ほかにも幾つか広川と一緒にやっている事業がありますよね。そういう中で、例えば病院だけ、もううちはいいよということが実際問題としてできるのかどうかですね。そのあたりの見解をお聞かせいただけますか。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

この問題につきましては、いろんなことを共同でやる場合、中身がそれぞれでございます。それはもう御案内のとおり、病院経営があったり、ごみの清掃問題があったり、いろいろありますので、そこそこに設立した目的があると思えますけれども、そういったところでこの問題はやっているけど、この問題はという質問でございますけれども、これはちょっと一概にそう簡単に私のほうからどういったことになるということについては、ちょっと控えさせていただきます。と思っています。

○6番（小川栄一君）

非常に大変な問題で、ここでお答えが出るとは思いませんけど、先ほど言いましたように、市民はその広川の出方と、それを報道した新聞記事によって相当動揺をしているわけですよ。この中でどういう形になるのかというのは非常に心配しています。

そういう中で、やっぱり市長が今いらっしゃらないので、最終的な結論がなかなか出ない

と。出てきてすぐこういう話がまたできるかどうかもわからない状況でしょうけれども、何か広川町が先行して行ってしまいましたので、それに引きずられるような話ばかり出てきてしまって、本当に私たちも困っているような状況なんですね。

ちょっと先ほどにもう一回だけ触れますけれども、一部事務組合からもう抜けるということは、やっぱり時間がかかることなのかどうか、事務的なことですけど、そこだけちょっと教えていただけませんか。出たいという表明をして、実際、広川町が出るまでどれぐらいの時間がかかるものか。

○議長（川口誠二君）

暫時休憩します。

午後 3 時 13 分 休憩

午後 3 時 14 分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

今、小川議員のお尋ねでございますけれども、確かに広川町はそういった方針を出しておりますが、そのことがイコール一部事務組合から引くよということについての議論とはまた別問題だと理解をいたしています。したがって、今お尋ねの、全くこの問題を切り離して一部事務組合からの離脱をすると、手を挙げたという形で表明したということになれば、我々の聞いているのは、その構成団体が承認をする以外の方法としては、2年ほど待つといいという話については聞いていますけれども、この問題がイコールじゃないということについては御理解くださいね。そういったことでございます。

○6番（小川栄一君）

もし出ると言っても2年ぐらい時間はかかるということ、これは事務上のお話ですよね。ですから、それはそれとして理解して、それで結構だと思います。

市長が出てみえないとなかなか先に進まない話なので、ちょっともどかしい気がしていますが、何度も言いますが、今本当に市民の方たちは公立病院のことを心配していらっしゃる。公立病院本体は企業長の御指導のもとに非常にいい方向に進んでいると私たち企業団の議員は聞いております。実際、赤字のほうも徐々にではありますけれども、解消しつつある、黒字体制に持っていくと聞いていますので、先々そういう方向にいくだろうと思っていますので、そういう事情がわかっている者は少しは先行きが読めるわけですが、なかなかその辺の事情がわからない市民の方たちにとって不安ばかりでしょうから、このあたりをやっぱり本当の公立病院の状態とか、どうするこうするというのではなくて結構ですので、現状をこういう形で進んでいるということを一度は市民の皆様にお知

らせする必要があるのではないかと思います、そのあたりはいかがですか。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

非常に大事な案件でございますので、その問題につきましては、市長が復帰後、市長と十分協議をしながら、どう対応していくのかということについては市長と協議をしてまいりたいと思っております。

○6番（小川栄一君）

先ほどの問題にちょっとだけ戻らせていただきます。

そういう中で、公立病院が八女市にとって非常に中核的な位置を占めるということは、これはもう誰もが認めるところだと思いますけれども、この公立病院と八女市の介護体制ですね、医療体制、どういう形でこれから連携されるおつもりか、そのあたりの構想があればお聞かせください。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

この在宅医療と介護の連携という中での公立病院の位置づけということでよろしいでしょうか。

現在、公立病院につきましても、みどりの杜病院のほうで訪問指導とか、ことしの5月から具体的に動きをしてあります。なので、これから平成30年度さまざまな課題の抽出、あるいは医療と介護関係者との情報共有等を図っていく中で、公立病院としてどのような位置づけで進められるかというのは、今後の医師会との協議の中で、公立病院としてどうあるべきかということを発揮されていくものだと考えております。

○6番（小川栄一君）

公立八女総合病院と八女市の医師会との関係はどんなふうに理解しておったらよろしいんでしょうか。（「医師会のメンバー」と呼ぶ者あり）医師会のメンバーということでもいいですね。はい、わかりました。この件はこの程度にとどめておきます。

次に移らせていただきます。

補助金の件です。先ほど口に出して言わなかったんですが、正確なところ、補助金、団体への補助金、総額で幾らになりますか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

それでは、お答えいたします。

補助金の中での団体への補助金が幾らかというお尋ねですね。

補助金については、平成29年度の当初で2,690,000千円となっておりますが、その中で、団体に対します補助としては430,000千円ほどとなっております。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

26億円という数字、相当大的きな数字なんです、その中でまた団体に対する補助にしても4億円と非常に大きな額を占めているわけですけれども、これのですね、ここに書いておりますけれども、交付する団体の決め方、それから、交付する団体への金額の決め方は事務的なところもあるんでしょうけれども、そこを教えてくださいませんか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

済みません。先ほどの団体補助金のことについてちょっとつけ加えさせていただきますが、この中には、例えば社会福祉協議会の補助金だとかいうある一定固定的な経費、補助金というのも入っておりますので、それを引きますと、純粹に団体への補助となりますと、それを減額した金額になるということをつけ加えさせていただきたいと思っております。

それから、補助金の決め方、それから、補助金の金額の決め方ということだろうと思えますけれども、従前からある補助金ですね、既存の補助金につきましては、予算要求を各担当課のほうからされる際、その担当課のほうから補助金の要求というのが予算要求の段階でございまして、その際に財政課のほうでヒアリングをしながら、その補助金について中を精査していくわけなんです、その前段に各担当課においては、その団体の事業実績報告を見て、その中の収支報告など、あるいは事業の検証などを行った後に、その補助金が妥当かどうかという判断を各担当課がした上で補助金の要求をしていくというのが既存の補助金であります。

新規の場合になりますと、これは新規補助金の場合であります、その新規補助金の交付の目的や事業内容や事業効果などというものを丁寧に記載したシートをつけていただきまして、全くこれはゼロベースから査定をするわけでありまして。その中で、金額の決め方などにつきましては、その事業内容を精査した上で、その事業費というものが果たして妥当かどうか、中身を十分に見た上で、最終的には予算調整の中でその新規補助金の可否について決定をしていくといった流れになります。

先ほど申し上げました団体補助につきましては、ほぼほぼ既存の補助金が多いわけでありまして、それにつきましては、先ほど申し上げたとおり、各課が事業年度、単年度ですね、終了後に上げられます事業実績報告に添付してあります収支決算書、それから、事業の効果などを検証した上で、各課の予算要求という形で上がってきた上で財政の査定、そして最終的には市長査定の中で決定していくという事務的な流れになっております。

以上です。

○6番（小川栄一君）

そのお話の中で、次にも関わってくるんですけれども、当然公金を出してあるわけですから、それぞれの団体のいわゆる効果といいますかね、その仕事に対するいろんな実績などは当然見ていらっしゃると思いますが、それは各担当課で判断をされていると今聞きました。

各担当課から予算の請求をして、年度末には担当課がまとめるということですが、これを全体的に、全体的にという言い方はおかしいかな。例えば審議会とか、そういうところで精査するという形にはなっていないですか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えをいたします。

各担当課のほうで事業実績を見ながらというお話をいたしました。補助金は3年間たちますと自動的に終期を迎えるわけなんです、3年間で。終期を迎えた補助金、補助金については3年ごとに効果を検証するというシステムになっておりまして、その3年が来たら、その補助金につきましては、その補助金の効果があったかなどについて検証シートというのを出していただくようになっております。これはどの時点でかということ、次年度の予算要求の段階で補助金についてどうするのか、これを予算ヒアリングとあわせて各担当課のほうから丹念に話を聞きます。この効果検証確認表の中にはありますように、事業の効果がどうだったか、市の施策に結びついたか、公益上必要なのか、効果が認められたのか、そういったものを丹念に精査いたしまして、これについて次年度のまた新たな補助にしていくかどうかというのを検証いたします。ただ、これにつきましても担当課と財政当局だけで決める話ではなくて、最終的には予算調整の中での大きな中での話になってきますから、最終的には市長査定の中で、これにつきましても最終的決定をしていくという流れになります。審査と申しますか、特段の審査会という特別な委員会的なものではございませんが、そういった段階を何度も踏まえて、本当にこの補助金というのが妥当であるのかというのを段階を踏まえて検証を重ねておいて、次年度の予算に反映をしていくといった流れでございます。

○6番（小川栄一君）

ちなみに、過去に効果がないからということで補助金がなくなった例はありますか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

補助金の名称につきましては、その該当の名称がついておったり、あるいはその補助金の名称から中身がわかる部分がありますから、ちょっと名称については差し控えさせていただきたいんですけども、過去の経過として、例えば効果についてどうだと、疑義があるということで廃止にした事例は数件ございます。中身についても、その効果のあるなし、あるいは本当に補助金として支出をする必要があるのかというのは、その団体についても脆弱性がなくて、ひとり立ちができることになって、これについて市の公金を入れずにもう団体として自立していけるのではないかと判断する場合がありますし、あるいは補助金ではなくて、これはもう直接経費として支出をしたほうがよいのではないかと、いろんなケースがございますので、補助金については今申し上げたように、効果検証を重ねる中で、廃止も含めたところで検証しておりますし、その結果として廃止になった事例はあるということでお答え申し

上げたいと思います。

○6番（小川栄一君）

幾つかの団体がそれぞれ市民の団体として活動していらっしゃるわけですが、そこに公金が入っている。そういう中で、その団体の運営がなかなか難しいとか、事務などを担う人がいなくなったとか、そういう幾つかの例を聞くわけですが、そういうときに市として指導なり助言といいますか、そのあたりはどのあたりまで踏み込んでされるわけでしょうかね。ちょっと私の中には具体的に団体がありますが、ここで述べるわけにいきませんので、ちょっと抽象的な言い方で申しわけありませんが、今のようなことで、もしなかなかその団体が存続が難しくなっているのではないかと、そういう中で、市として補助金を出している立場で指導なり助言なりをされたことがあるのか、また、これから先のことも考えてどのあたりまで踏み込まれるのか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

これは市民団体と行政との協働という観点にもつながるかもわかりません。行政としては補助金を出したから、それでお任せということではなくて、その団体が補助金によってどういう活動をしていくのか、これは随時見ていく必要があるだろうとっております。ただ、事業年度の中においても、その補助金が適正に執行されているのか、そしてその事業というのが目的どおり効果を発揮するように進捗がなされているのか、これは担当課としては進捗を見ていくべきだし、それが担当課としての指導監督だろうとっております。したがって、そういう過程の中で補助金を交付している団体がいろんな悩みがあった場合には、それに寄り添いながらアドバイスしたり、相談に乗ったりする中で、一緒にその事業を見ていくということが行政と、それから、団体とのかかわり合いだろうとっております。したがって、補助金につきましては、年度末に最終的には事業実績報告なりで各団体からお話を聞きながらということがありますけれども、年度途中の中でそういった団体とのコンタクトを取り合いながらやっていくということは、どの補助金の交付をしているケースにあっても、それは当然あるものだろうとっております。それが指導監督ということだろうとっております。

以上です。

○6番（小川栄一君）

担当課の方が直接のかかわりがあると思いますけれども、ぜひしっかりとお手伝いという言い方が適切かどうかわかりませんが、支援をしていただきたいと思います。

個別の件に関しましては、個別にまた御相談したいと思いますので、ここでは申し述べません。

それで、もう一つだけ。今3年ごとに回っていくんだというお話だったんですけども、

例えば、事業をやっている団体が今の補助金ではなかなか大変だと、もう少し補助金を上げてほしいという要求といますか、要望といますか、そういうことは市に対してできるわけですかね。

○企画財政課長（石井稔郎君）

補助金につきましては、補助金の的確性という項目の中に補助対象経費を明確化しなさいというルールがございまして、その中には、事業効果を一層上げるため、どうしてもこれだけの事業費が必要だと、これだけじゃ足りないというのも出てくるかも知りません。あるいは逆に、ある程度効果を発揮したから、事業については縮小していくんだというのもあるかも知りません。それにつきましては、先ほど申しましたが、担当課の中で日ごろの関係の中からそういった御相談をしていく中で、次年度のその団体の補助金の要求のときにどうなのかという話になってくるだろうと思っております。

事例で言えば、例えば通常の事業費に加えて、どうしても来年度はこういう事業をしたいけれども、これについてはどうしても行政の補助をお願いしないとそういう効果が発揮できない、それはこの団体の存亡にかかわるといふケースがあったときに、その事業について増額があるということは可能性としてはあるだろうとは思っています。

ただ、今までそういうケースがあったかどうかについては、ちょっと私が十分承知をしておりませんが、補助金の支出、それから、補助金の金額については、補助金の的確性という大きなルールの中で、補助対象経費を明確化する中で事業費を明らかにすると。その中で、どれだけ補助金を充てていくのかというルールがありますので、お答えには曖昧な答弁かも知りませんが、そういった可能性についてはあるということでお答えしたいと思っております。

○6番（小川栄一君）

ありがとうございました。きょう通告した分は全部終わりましたので。

最後に、先ほどお尋ねしたことに絡まってきますけれども、やはり首長がいらっしやらないとなかなか話が核心に触れないところが出てきますので、最後の最後になりましたけれども、三田村市長の一日も早い、1月22日という日は聞いておりますけれども、一日も早い市政への復帰を願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

6番小川栄一議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時36分 延会